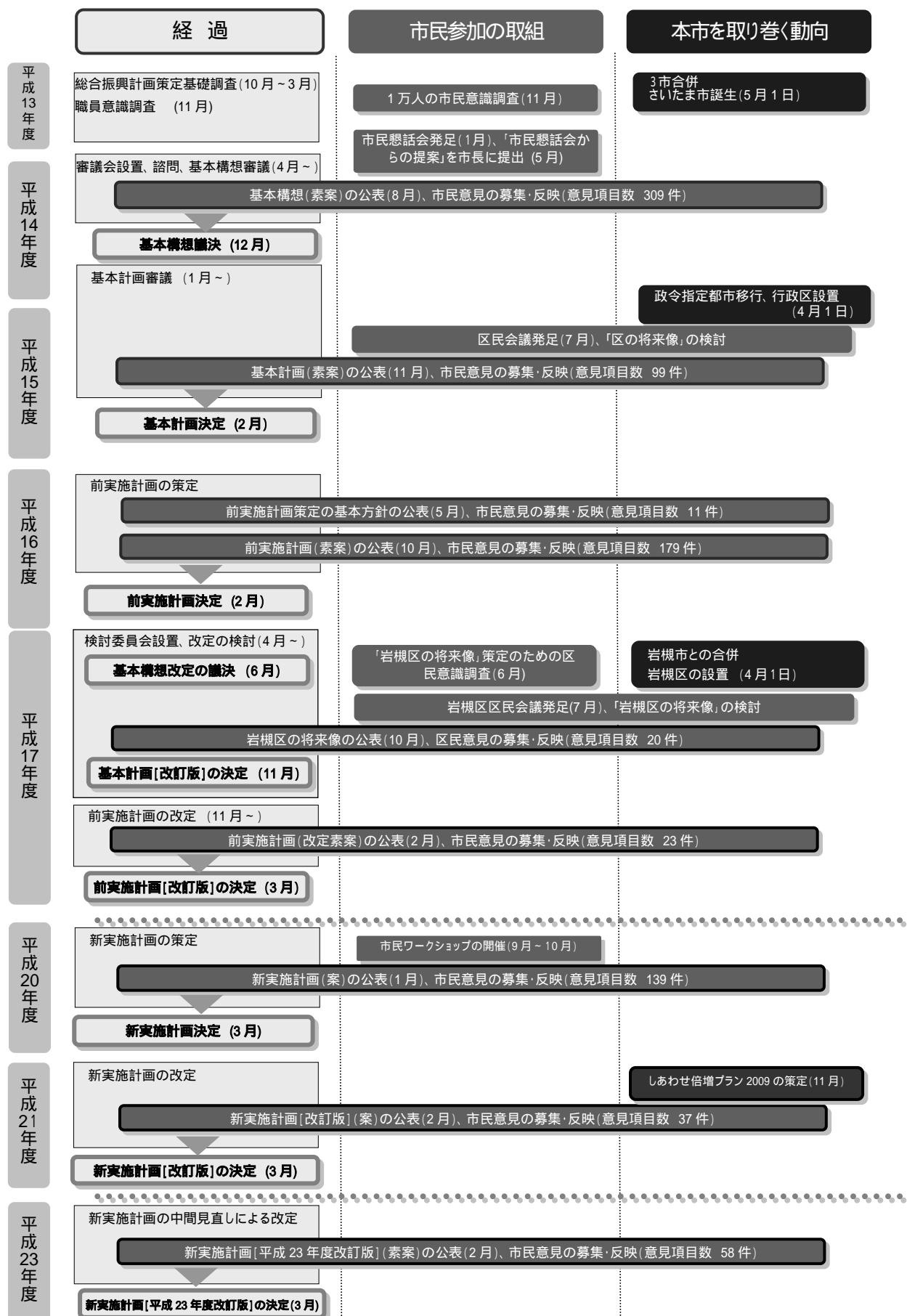


## 資料編

- 1 総合振興計画策定の流れ
- 2 掲載事業一覧
- 3 達成・完了事業一覧（平成21～23年度）
- 4 その他終了事業一覧（平成21～23年度）
- 5 「しあわせ倍増プラン2009」との関係
- 6 さいたま市の計画体系図
- 7 さいたま市の計画一覧
- 8 「さいたま市らしさ発見！」市民ワークショップからの提案
- 9 用語解説

## 1 総合振興計画策定の流れ



## 2 掲載事業一覧

<b>第1章 環境・アメニティの分野</b>	
<b>第1節 環境にやさしい循環型社会の形成と環境保全</b>	
地球温暖化対策事業	p35
LED化推進事業	p36
太陽光発電設備設置事業	p36
交通環境対策事業	p36
環境未来都市推進事業	p37
ごみ減量・リサイクル推進事業	p37
廃棄物適正処理・処分推進事業	p38
ダイオキシン類等有害化学物質対策事業	p38
環境教育・学習推進事業(再掲 p80)	p38
<b>第2節 水と緑の空間の保全、再生と創出</b>	
自然環境・水環境保全事業	p40
自然緑地の保全・整備事業	p40
高呂用水路整備事業(再掲 p141)	p40
緑の核づくり公園整備事業(再掲 p115)	p40
見沼グリーンプロジェクト	p41
斜面林や見沼代用水等を活用した憩いの場所整備事業	p41
(仮称)セントラルパーク整備事業	p41
加田屋地区自然環境公園整備事業	p41
芝生化街進事業(再掲 p114)	p42
緑のカーテン事業(再掲 p114)	p42
公共施設緑化事業(再掲 p114)	p42
民有地・民間建築物緑化事業(再掲 p114)	p42
花と緑のまちづくり推進事業(再掲 p114、160)	p42
<b>第3節 美しい都市空間の形成</b>	
都市景観形成推進事業	p44
道路美化・無電柱化等推進事業(再掲 p110)	p44
屋外広告物適正化推進事業	p44
環境美化推進事業	p44
<b>第2章 健康・福祉の分野</b>	
<b>第1節 保健福祉推進体制の充実</b>	
地域保健福祉連絡会の設置・運営	p47
福祉のまちづくり推進事業(再掲 p97)	p48
交通バリアフリー推進事業(再掲 p97、112)	p48
<b>第2節 子育て支援の充実</b>	
妊婦・乳幼児健康診査	p50
不妊治療支援事業	p50
新生児マス・スクリーニング検査事業	p50
(仮称)さいたま市子ども総合センター整備事業	p50
子ども博物館構想検討事業	p50
児童センター整備事業	p51
(仮称)大宮駅西口第四地区複合施設整備事業(再掲 p101)	p51
子育て支援拠点施設整備・運営事業	p51
子育て家庭生活支援事業(再掲 p135、157)	p51
子育て支援総合事業	p52
ワーク・ライフ・バランス(WLB)推進事業(再掲 p135、157)	p52
子育てパパ応援プロジェクト事業	p52
子育て支援医療費助成事業	p52
認可保育所整備事業	p53
認可外保育施設等整備・運営事業	p53
病児保育・障害児保育事業	p53
公立保育所完全給食実施事業	p53
<b>第3章 教育・文化・スポーツの分野</b>	
<b>第1節 「潤い」のある教育の推進</b>	
基礎学力・国語力・理数教育の充実	p77
「自分発見！」チャレンジさいたま	p77
少人数指導等支援員配置事業	p77
小・中一貫潤いの時間「英会話」	p77
学校図書館教育の充実	p77
放課後子どもプラン等推進事業	p54
(仮称)さいたま市子ども総合条例等制定事業	p55
(仮称)さいたま子ども・青少年フォーラム事業(再掲 p87)	p55
子どもの社会参画推進事業(再掲 p160)	p55
子どもの精神保健相談室運営事業	p55
児童虐待防止対策事業	p56
<b>第3節 豊かな高齢期の実現</b>	
安心長生き条例推進事業	p58
シルバー人材センター・シルバーバンク事業(再掲 p134、160)	p58
シニアユニアーバーシティ事業	p58
(仮称)シルバーポイント事業	p59
(仮称)ゴールドチケット交付事業	p59
高齢者サロン・老人福祉センター整備事業	p59
介護予防事業	p60
介護者支援体制充実事業	p60
介護人材育成支援事業(再掲 p134)	p60
介護保険関連施設等整備促進事業	p61
認知症高齢者等総合支援事業	p61
在宅高齢者等宅配食事サービス事業	p61
シルバー元気応援ショップ制度	p61
高齢・障害者権利擁護センター事業(再掲 p68)	p62
(仮称)見守り協力員事業	p62
高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業(再掲 p149)	p62
(仮称)介護予防高齢者住環境改善支援事業	p62
高齢者地域ケア・ネットワーク事業	p63
<b>第4節 障害者の福祉向上</b>	
ノーマライゼーション条例街進事業	p65
発達障害児(者)支援事業	p65
障害者等地域生活支援事業	p66
グループホーム・ケアホーム設置促進事業	p66
特別支援教育推進事業(再掲 p81)	p66
障害者援護施設整備促進事業(再掲 p134)	p67
障害者就労支援事業(再掲 p135)	p67
障害者スポーツ振興事業(再掲 p89)	p67
障害者自立支援のための負担軽減事業	p68
高齢・障害者権利擁護センター事業(再掲 p62)	p68
<b>第5節 健康づくりの推進と医療の充実</b>	
健康づくり推進事業	p70
食育推進事業(再掲 p82)	p71
地域医療推進事業	p72
新型インフルエンザ対策事業	p72
市立病院機能再整備事業	p72
ひきこもり対策推進事業	p72
<b>第6節 食品の安全性と生活環境の向上</b>	
食の安全確保対策事業	p74
動物愛護推進事業	p74

さいたま教育コラボレーション構想	p78
子どもの生活習慣向上キャンペーン	p78
小・中一貫潤いの時間「人間関係プログラム」	p79
学級等支援事業	p79
心のサポート推進事業	p79
子どものための体力向上サポートプラン	p80
夢工房未来(みら)くる先生ふれ愛推進事業	p80
さいたま土曜チャレンジスクール推進事業	p80
環境教育・学習推進事業(再掲 p38)	p80
国際教育・交流事業	p81
教育情報ネットワーク推進事業(再掲 p117)	p81
メディアリテラシー教育推進事業(再掲 p117)	p81
特別支援教育推進事業(再掲 p66)	p81
食育推進事業	p82
教育ファーム・市民農園整備事業(再掲 p128)	p82
防災教育推進事業(再掲 p140)	p83
高校教育・中高一貫教育校推進事業	p83
過大規模校解消事業	p83
学校施設改修等推進事業	p83
学校体育馆避難場所機能整備事業(再掲 p138)	p84
学校給食施設整備事業	p84
地元に開かれた学校運営事業	p84
<b>第2節 生涯学習の振興</b>	
武蔵浦和図書館整備事業	p86
公民館整備事業	p86
市民大学運営事業	p86
青少年健全育成事業(再掲 p145)	p87
(仮称)さいたま子ども・青少年フォーラム事業(再掲 p55)	p87
<b>第3節 生涯スポーツの振興</b>	
秋葉の森総合公園整備事業(再掲 p115)	p89
学校体育施設開放事業	p89
障害者スポーツ振興事業(再掲 p67)	p89
国際スポーツイベントの開催支援・招致(再掲 p152)	p89
さいたまシティマラソン事業	p89
さいたま・たていわ親善ツーマーチ事業(再掲 p153)	p89
スポーツ振興まちづくり推進事業	p89
多目的広場整備事業	p90
総合型地元スポーツクラブ支援事業	p91
さいたまシティカップ開催事業(再掲 p152)	p91
サッカーのまちづくり推進事業	p91
<b>第4節 さいたま文化の創造</b>	
歴史・自然的資源の保存・整備事業	p93
見沼通船堀公園整備事業	p93
文化芸術都市創造事業	p93
盆栽文化振興事業(再掲 p127)	p93
(仮称)岩槻人形会館整備事業(再掲 p127)	p94
漫画・ユーモア文化振興事業	p94
文化芸術都市創造条例推進事業	p94
<b>第4章 都市基盤・交通の分野</b>	
<b>第1節 良好な市街地の整備</b>	
福祉のまちづくり推進事業(再掲 p48)	p97
交通バリアフリー推進事業(再掲 p48, 112)	p97
持続可能なまちづくり推進事業	p97
参加型まちづくり支援・育成事業	p99
地区計画等推進事業	p99
高度地区推進事業	p99
駅前にぎわい創出事業(再掲 p125)	p99
大宮駅周辺地帯整備ビジョン推進事業	p100
大宮駅西口整備推進事業	p100
大宮駅西口第四地区画整理事業	p100
(仮称)大宮駅西口第四地区複合施設整備事業(再掲 p51)	p101
さいたま新都心にぎわい創出事業	p101
さいたま新都心第8 - 1A街区整備促進事業	p102
浦和駅西口南高砂地区市街地再開発事業	p102
浦和駅周辺鉄道高架化事業	p102
日進駅周辺まちづくり推進事業	p103
武藏浦和駅周辺地区市街地再開発事業	p103
浦和東部第一特定土地区画整理事業	p103
浦和東部第二特定土地区画整理事業	p103
岩槻南部新和西特定土地区画整理事業	p104
浦和美園駅東口駅前複合公共施設整備事業	p104
岩槻駅西口土地区画整理事業	p104
江川土地区画整理事業	p104
岩槻駅舎改修事業	p104
指扇駅周辺まちづくり推進事業	p104
西大宮駅周辺まちづくり推進事業	p105
災害に強い都市づくり推進事業(再掲 p138)	p105
土地区画整理事業	p105
長期末着手地区まちづくり推進事業	p105
<b>第2節 総合交通体系の確立</b>	
総合都市交通体系の確立	p108
都市計画道路見直し事業	p108
道路及び街路整備事業	p108
高速埼玉中央道路整備促進事業	p109
低騒音舗装事業	p109
橋りょう架替整備事業	p109
橋りょう耐震補強及び落橋防止対策事業(再掲 p139)	p109
橋りょう長寿命化修繕事業	p110
踏切構造改良事業(再掲 p144)	p110
歩道等整備事業(再掲 p144)	p110
交通渋滞解消事業(さいたまの道スマーズプラン)(再掲 p144)	p110
道路美装化・無電柱化等推進事業(再掲 p44)	p110
暮らしの道路・スマイルロード整備事業	p111
埼玉高速鉄道(地下鉄7号線)延伸促進事業	p111
市内路線バス・コミュニティバス等整備事業	p112
交通バリアフリー推進事業(再掲 p48, 97)	p112
駅前広場改修事業	p112
駐車場・自転車駐車場整備事業	p112
<b>第3節 市街地内の緑の空間づくり</b>	
芝生化推進事業(再掲 p42)	p114
緑のカーテン事業(再掲 p42)	p114
公共施設緑化事業(再掲 p42)	p114
民有地・民間建築物緑化事業(再掲 p42)	p114
花と緑のまちづくり推進事業(再掲 p42, 160)	p114
緑の核づくり公園整備事業(再掲 p40)	p115
与野中央公園整備事業	p115

秋葉の森総合公園整備事業(再掲 p89)	p115
<b>第4節 高度情報化社会に対応した基盤の整備</b>	
教育情報ネットワーク推進事業(再掲 p81)	p117
メディアリテラシー教育推進事業(再掲 p81)	p117
地域IT人材育成事業	p117
電子市役所構築推進事業	p118
<b>第5章 産業・経済の分野</b>	
<b>第1節 次代を牽引する新しい産業の育成</b>	
さいたま市ブランド構築事業	p121
産学官連携推進による技術革新・新産業創出事業(再掲 p131)	p121
テクニカルブランド企業認証事業	p121
戦略的企業誘致推進事業	p122
さいたま医療もぐり都市構想の推進	p123
企業活動の国際化推進事業	p123
コミュニティビジネス支援事業	p123
商工見本市開催事業(再掲 p131)	p123
<b>第2節 生活関連産業の振興</b>	
商店経営力向上支援事業	p125
駅前にぎわい創出事業(再掲 p99)	p125
中小企業支援事業(再掲 p135)	p125
観光資源の充実・整備事業	p126
スポーツコミュニケーション事業	p126
コンベンション推進事業(再掲 p152)	p126
盆栽文化振興事業(再掲 p93)	p127
(仮称)岩槻人形会館整備事業(再掲 p94)	p127
伝統産業活性化事業	p127
地産地消事業	p128
教育ファーム・市民農園整備事業(再掲 p82)	p128
農業生産基盤整備推進事業	p129
都市農業担い手育成事業	p129
CSR活動促進事業	p129
<b>第3節 産業活動の活性化の環境づくり</b>	
産学官連携推進による技術革新・新産業創出事業(再掲 p121)	p131
商工見本市開催事業(再掲 p123)	p131
ベンチャービジネス支援事業	p131
産業人材育成支援事業	p132
就職支援体制整備事業	p132
雇用セーフティネット対策事業	p133
雇用ステップアップ事業	p133
シルバーハウス・シルバーバンク事業(再掲 p58、160)	p134
介護人材等育成支援事業(再掲 p60)	p134
障害者援護施設整備促進事業(再掲 p67)	p134
障害者就労支援事業(再掲 p67)	p135
子育て家庭生活支援事業(再掲 p51、157)	p135
ワーク・ライフ・バランス(WLB)推進事業(再掲 p52、157)	p135
中小企業労働者福祉事業	p135
中小企業支援事業(再掲 p125)	p135
<b>第6章 安全・生活基盤の分野</b>	
<b>第1節 都市防災の強化</b>	
災害に強い都市づくり推進事業(再掲 p105)	p138
市有建築物保全事業	p138
さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業	p138
学校体育館避難場所機能整備事業(再掲 p84)	p138
橋りょう耐震補強及び落橋防止対策事業(再掲 p109)	p139
防災体制の充実事業	p139
災害用マンホール型トイレ整備事業	p139
自主防災組織強化・育成事業	p140
防災教育推進事業(再掲 p83)	p140
準用河川改修事業	p140
普通河川改修事業	p140
高沼用水路整備事業(再掲 p40)	p141
流域留浸透事業	p141
消防力整備事業	p141
消防救急デジタル無線整備事業	p141
住宅防火対策推進事業	p142
非常用自家発電設備・自家用給油施設整備事業	p142
新指令センター整備事業	p142
<b>第2節 事故や犯罪の防止</b>	
交通安全施設設置事業	p144
あんしん歩行エリア整備・事故危険箇所緊急対策事業	p144
踏切構造改良事業(再掲 p110)	p144
歩道等整備事業(再掲 p110)	p144
交通渋滞解消事業(さいたまの道スマーズプラン)(再掲 p110)	p144
地域・安心安全ネットの充実事業	p145
青少年健全育成事業(再掲 p87)	p145
防犯対策事業	p145
学校安全ネットワーク事業	p146
消費生活安全事業	p146
<b>第3節 生活基盤の整備</b>	
上水道施設整備事業	p148
下水道汚水事業	p148
下水道浸水対策事業	p148
下水道合流改善事業	p148
下水道施設老朽化対策事業	p148
高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業(再掲 p62)	p149
市営住宅建替事業	p149
墓地・火葬場周辺環境整備事業	p149
<b>第7章 交流・コミュニティの分野</b>	
<b>第1節 世界に開かれた都市づくり</b>	
コンベンション推進事業(再掲 p126)	p152
国際スポーツイベントの開催支援・招致(再掲 p89)	p152
さいたまシティカップ開催事業(再掲 p91)	p152
姉妹・友好都市交流事業	p153
さいたま・たていわ親善ツーマーチ事業(再掲 p89)	p153
国際教育・交流事業(再掲 p81)	p153
平和推進事業	p153
国際化推進事業	p154
人権啓発・人権教育推進事業	p154
<b>第2節 男女共同参画社会の実現</b>	
男女共同参画推進事業	p156
男女共同参画基盤充実事業	p156
子育て家庭生活支援事業(再掲 p51、135)	p157
ワーク・ライフ・バランス(WLB)推進事業(再掲 p52、135)	p157
政策・方針決定の場への男女共同参画の推進	p157
<b>第3節 ふれあいのある地域社会の形成</b>	
(仮称)さいたま市自治基本条例制定事業	p159

市民活動等支援事業	p159
シルバー人材センター・シルバー・バンク事業(再掲 p58、134)	p160
子どもの社会参画推進事業(再掲 p55)	p160
花と緑のまちづくり推進事業(再掲 p42、114)	p160
区まちづくり推進事業	p160

### 3 達成・完了事業一覧（平成 21～23 年度）

事業名・事業概要・所管課		目標指標	計画当初の状況 (平成 20 年度末)	成果	計画目標 (平成 25 年度末)
1	高沼遊歩道整備事業 さいたま新都心東側高沼導水路用地を活用し、遊歩道として整備することで、見沼田圃から中山道、氷川参道へと続く緑のネットワーク機能の形成を図ります。 (都市公園課)	高沼遊歩道の整備	事業中(地元関係者と調整)	完成(平成 21 年度)	完成(平成 21 年度末)
2	(仮称)春野地区障害児通園施設整備事業 市内在住の障害児が、その発達を促す訓練、生活の中で保育、指導等の適切な療育を身近な地域で受けられるよう、見沼区春野地区に障害児通園施設を設置し、障害の早期発見・早期療育の体制強化を進めます。 (障害福祉課)	(仮称)春野地区障害児通園施設整備	基本計画策定	開設(平成 23 年度)	開設(平成 23 年度)
3	南平野土地区画整理事業 土地区画整理事業が完了している東岩槻駅周辺地区と一体化した、良好な市街地を形成します。 (岩槻まちづくり事務所)	進捗率	94.8%	完了(平成 23 年度)	完了(平成 23 年度)
4	ものづくり産業活性化支援事業 本市製造業の多数を占め、金型、切削、めっき等「ものづくり」の基盤技術を担う中小製造業における安定的受注機会を確保するため、保有技術や主要取引先に関する情報を収集し、大手製造業や各地の産業支援機関等に向けて発信します。 また、市内のものづくり企業の活性化と経営の安定化を図るため、事業者のニーズに対応した新たな支援制度を確立します。 (経済政策課)	ものづくりデータブックの作成・配布 新たな支援制度	検討 検討	完了(平成 22 年度末) 実施(平成 23 年度末) 工業振興事業費補助金は産業創造財団に移管済み。企業ネットワーク構築に向けた支援は、平成 23 年度で終了。平成 24 年度からは商工会議所の自主事業として実施予定。	実施(平成 22 年度末) 創設(平成 23 年度末)
5	(仮称)市営春野団地建設事業 住宅に困窮する市民のニーズに適切に対応するとともに、老朽化した市営住宅の計画的な住み替えを円滑に推進するため、見沼区春野地区に市営住宅を建設します。 (住宅課)	新規供給戸数	150 戸	178 戸(平成 21 年度)	178 戸(平成 21 年度事業完了)

#### 4 その他終了事業一覧（平成 21～23 年度）

事業名・事業概要・所管課		目標指標	計画当初の状況 (平成 20 年度末)	成果	計画目標 (平成 25 年度末)
1	精神障害者退院支援事業 医療機関に入院している精神障害者が、退院後に地域で安定した生活が送れるよう、入院中から退院後の地域生活に必要な訓練や、地域における支援体制を整備するとともに、新たな社会的入院者をつくらない取組を推進していきます。 〔精神保健課〕	社会的入院精神障害者の減少	55 人減少(平成 18～20 年度実績)	81 人 (平成 23 年度末事業終了)	102 人減少(平成 18～23 年度累計)
	終了した理由	障害者自立支援法の改正に伴い、本事業の業務が、障害者自立支援法に基づく相談支援サービスの地域移行支援・地域定着支援となるため。			
2	スポーツ文学賞事業 文化芸術活動やスポーツが盛んな本市をアピールするとともに、スポーツ文学という新たなジャンルの発展を目指し、全国からスポーツをテーマとした芸術作品を募集して、作品集「SPORTS STORIES」を刊行します。 〔文化振興課〕	作品応募総数 作品集頒布数	381 作品(平成 19 年度) 150 冊(平成 20 年度)	407 作品(平成 21～22 年度累計) 173 冊(平成 21～22 年度累計) (平成 22 年度末事業終了)	1,350 作品(平成 21～25 年度累計) 500 冊(平成 21～25 年度累計)
	終了した理由	「スポーツ文学」の確立には、実績を重ねることが重要であるため、広報活動及び周知方法の改善をしつつ、コスト削減を考慮した上で、事業を継続する方向も検討したが、費用対効果の観点から事業を廃止することとした。			
3	咲いたまつり事業 本市の魅力を全国に発信し、観光客を拡大するとともに、市民の交流・融和を図るため、咲いたまつりを毎年開催します。 〔観光政策課〕	来遊者数	41 万人(平成 20 年度単年)	68 万人(平成 21～22 年度累計)(平成 22 年度事業終了)	150 万人以上(平成 21～25 年度累計)
	終了した理由	・開催目的である市民相互の交流と融和に一定の成果を得ることができたことから、行政主導で行われてきたまつりを真に市民がやりたい、楽しめるまつりを実現できる市民主体のまつりへと切り替えていくこととしたため。			
4	市民提案型協働モデル事業 市民と行政の協働の機会を拡充し協働への理解を深めるため、市民活動団体から事業提案を受け、市民活動推進委員会で審査・選考した事業を協働モデル事業として実施します。 また、それらの事例のノウハウを積み重ね、全般的に活用できるようにします。 〔市民活動支援室〕	延べ提案の実施数	6 事業	11 事業(平成 21 年度事業終了)	30 事業(平成 21 年度)、 事例集及びマニュアル作成
	終了した理由	平成 22 年度から市民活動支援のための新たな仕組み「マッチングファンド制度」を創設したため。			

## 5 「しあわせ倍増プラン2009」との関係

しあわせ倍増プラン2009		新実施計画[平成23年度改訂版]	
分野・宣言	番号及び項目名又は事業名	主な該当箇所	ページ
行動宣言（5項目・5事業）	-1 マニフェスト検証大会を毎年開催。(4年以内)	第3編 アプローチ2 協働による事業の推進 ・協働による計画策定、計画の進行管理、事業の評価(市民参加による検証大会など)	25
	-2 タウンミーティングを全10区で計40回開催。(4年以内)	第3編 アプローチ1 広聴・意見交換の充実 ・市長との意見交換(タウンミーティング、現場訪問など)	25
	-3 現場訪問を400回実施。(4年以内)	第3編 アプローチ1 広聴・意見交換の充実 ・市長との意見交換(タウンミーティング、現場訪問など)	25
	-4 学校訪問を全校実施。(4年以内)	第3編 アプローチ4 職員の意識改革と能力開発 ・市長と職員との対話の推進(車座集会、学校訪問など)	27
	-5 職員との車座集会を100回開催。(4年以内)	第3編 アプローチ4 職員の意識改革と能力開発 ・市長と職員との対話の推進(車座集会、学校訪問など)	27
条例宣言（7項目・7事業）	-1 市長任期を3期までとする、多選自肅条例を制定します。(すぐ)	該当無し	
	-2 生涯スポーツを推進し、スポーツを活用した総合的なまちづくりを推進する「さいたま市スポーツ振興まちづくり条例」を制定します。(すぐ)	第4編 第3章3節 スポーツ振興まちづくり推進事業	89
	-3 障がい者も健体者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例を制定します。(すぐ)	第4編 第2章4節 ノーマライゼーション条例推進事業	65
	-4 一人ひとりの子どもが輝くために「子ども総合条例」を制定します。(2年以内)	第4編 第2章2節 (仮称)さいたま市子ども総合条例等制定事業	55
	-5 「文化都市創造条例」を制定します。(2年以内)	第4編 第3章4節 文化芸術都市創造条例推進事業	94
	-6 さいたま市の憲法「自治基本条例」を市民参画で制定します。(3年以内)	第4編 第7章3節 (仮称)さいたま市自治基本条例制定事業	159
	-7 他市に類をみないスピードで進む高齢化に備えて、「安心長生き条例」を制定します。(4年以内)	第4編 第2章3節 安心長生き条例推進事業	58
行政改革（13項目・28事業）	1 民間人専門家を入れた行政改革推進チームを、市長直轄組織として設置します。(すぐ)		
	1.1 行財政改革推進本部の設置	第3編 アプローチ4 効果的・効率的な組織・機構の整備 職員の適正配置の推進 ・民間人専門家など多様な人材の任用	27
	1.2 事務事業評価の見直し	第3編 アプローチ4 行政評価システムの適切な運用	27
	1.3 補助事業の見直し	第3編 アプローチ5 市民負担などのあり方の見直し ・補助金など補助制度の見直し	28
	1.4 外郭団体改革	第3編 アプローチ4 外郭団体などの改革・改善の推進	27
	1.5 公共施設マネジメント会議設置	第3編 アプローチ5・8 状況の変化に対応した事業、既存施設などの見直し、再編 未利用市有地の有効活用 施設などの有効活用	28 30
	2 すべての窓口業務を区役所で行えるようにします。(すぐ)		
	2.1 窓口改革・権限移譲(総括)	第3編 アプローチ9 区役所の役割・機能の充実と総合行政の展開 ・区役所で取り扱う窓口業務の拡大 ・区長権限の見直し・拡大	31
	2.2 予算	第3編 アプローチ9 区役所の役割・機能の充実と総合行政の展開 ・区役所の予算制度の改革	31

しあわせ倍増プラン2009		新実施計画[平成23年度改訂版]	
分野・宣言	番号及び項目名又は事業名	主な該当箇所	ページ
行政改革（13項目・28事業）	2 3 組織・人事	第3編 アプローチ9 区役所の役割・機能の充実と総合行政の展開 ・区長権限の見直し・拡大	31
	2 4 くらし応援室の設置	第3編 アプローチ4 効果的・効率的な組織・機構の整備 ・市民ニーズに迅速に対応できる組織編成	27
	3 区長マニフェストを全区長が策定するようにします。(すぐ)	第3編 アプローチ9 区役所の役割・機能の充実と総合行政の展開 ・区長マニフェストの策定	31
	4 市長の退職手当を50%減額します。(すぐ)	該当無し	
	5 市長給与を10%減額します。(すぐ)	該当無し	
	6 指定管理者の指定などにおける透明性を確保します。(すぐ)	第3編 アプローチ7 指定管理者の指定における公募の実施	29
	7 一職員一改革提案制度を創設します。(すぐ)	第3編 アプローチ4 職員による改革・改善運動の推進(一職員一改革提案制度など)	27
	8 政令指定都市初の予算編成過程の透明化も含め、徹底的な情報公開を行います。(すぐ)		
	8 1 予算編成過程の公開	第3編 アプローチ7 予算編成過程の公開	29
	8 2 会派要望への対応状況の公表	第3編 アプローチ7 市民や市議会会派などからの要望・意見とその対応状況の公表	29
	9 情報公開日本一を実現します。(2年以内)		
	9 1 情報提供体制の整備	第3編 アプローチ1 情報提供の充実 ・ホームページ・携帯サイトの充実 ・情報公開コーナーにおける情報提供の充実 ・戦略的な広報活動やシティセールス	25
	9 2 都市経営戦略会議の審議内容等の公表	第3編 アプローチ7 都市経営戦略会議の審議内容などの公表	29
	9 3 パブリック・コメントの充実	第3編 アプローチ2 協働の仕組みづくり・機会づくり ・パブリック・コメントの充実	25
	9 4 パブリシティの推進	第3編 アプローチ1 情報提供の充実 ・パブリシティの推進	25
	9 5 身近な道路整備要望への対応状況の公表	第3編 アプローチ7 市民や市議会会派などからの要望・意見とその対応状況の公表	29
	9 6 市に寄せられた意見とその対応状況の公表	第3編 アプローチ7 市民や市議会会派などからの要望・意見とその対応状況の公表	29
	10 外郭団体の長への市長・副市長の兼職を廃止します。(2年以内)	第3編 アプローチ4 外郭団体などの改革・改善の推進	27
	11 職員の自動的な天下りを廃止します。(2年以内)	第3編 アプローチ4 職員の適正配置の推進 ・計画的・効果的で、適正な職員の任用	27
	12 行政職への民間人登用を含め、実力がある人を適材適所に配置します。(2年以内)		
	12 1 行政職への民間人登用	第3編 アプローチ4 職員の適正配置の推進 ・計画的・効果的で、適正な職員の任用 ・民間人専門家など多様な人材の任用	27
	12 2 民間企業等経験者の採用	第3編 アプローチ4 職員の適正配置の推進 ・計画的・効果的で、適正な職員の任用 ・民間人専門家など多様な人材の任用	27
	12 3 適材適所の人事配置	第3編 アプローチ4 職員の適正配置の推進 ・計画的・効果的で、適正な職員の任用 ・府内公募制度の推進 ・人事評価結果を活用した人事配置	27

しあわせ倍増プラン2009		新実施計画[平成23年度改訂版]	
分野・宣言	番号及び項目名又は事業名	主な該当箇所	ページ
(3)2 項目 ・ 市民 ・ 3 自治 (3) 事業	13 電子市役所を構築します。(4年以内)	第4編 第4章4節 電子市役所構築推進事業	118
	14 区民会議・コミュニティ会議の活性化に向けた、検討会議を設置します。(すぐ)	第3編 アプローチ9 ・区民に開かれた区行政の展開 ・区民会議・市民活動ネットワークの充実	31
	15 市民活動を推進するための「マッチングファンド制度」を創設します。(2年以内)	第4編 第7章3節 市民活動等支援事業	159
	16 大学コンソーシアムの仕組みを構築します。(4年以内)	第3編 アプローチ2 大学・企業などとの連携	26
3 子ども (1) 項目 ・ 2 4 事業 (4) 事業	17 子どもの好奇心を伸ばすために、プロのスポーツ選手やアーティストなどによる授業を拡大します。(すぐ)	第4編 第3章1節 夢工房未来(みら)くる先生ふれ愛推進事業	80
	18 基礎学力向上のための「読み・書き・そろばんプロジェクト」、基礎体力向上のための「なわとび・逆上がりプロジェクト」、生活習慣向上のための「あいさつ・礼儀」・「早寝・早起き・朝ごはん」を推進します。(2年以内)		
	18 1 読み・書き・そろばんプロジェクト	第4編 第3章1節 基礎学力・国語力・理数教育の充実	77
	18 2 なわとび・逆上がりプロジェクト	第4編 第3章1節 子どものための体力向上サポートプラン	80
	18 3 あいさつ・礼儀	第4編 第3章1節 小・中一貫潤いの時間「人間関係プログラム」	79
	18 4 早寝・早起き・朝ごはん	第4編 第3章1節 子どもの生活習慣向上キャンペーン	78
	19 「放課後子ども教室」を倍増します。(2年以内)	第4編 第2章2節 放課後子どもプラン等推進事業	54
	20 児童虐待ゼロを目指し、対応する職員(保健師、児童相談所員など)を増員します。(2年以内)		
	20 1 児童相談所の充実	第4編 第2章2節 児童虐待防止対策事業	56
	20 2 保健所の充実		
3 子ども (1) 項目 ・ 2 4 事業 (4) 事業	21 家庭・地域・学校が連携して取り組む「土曜日寺子屋」を実施します。(4年以内)	第4編 第3章1節 さいたま土曜チャレンジスクール推進事業	80
	22 子どもの創造力を高める「子ども博物館構想」を推進します。(4年以内)	第4編 第2章2節 子ども博物館構想検討事業	50
	23 「子育てパパ応援プロジェクト」の推進(4年以内)		
	23 1 1日保育土体験	第4編 第2章2節 子育てパパ応援プロジェクト事業	52
	23 2 子育て支援センターの活用		
	23 3 ワーク・ライフ・バランスの認知度向上		
	23 4 親の学習などのアドバイザー育成(ファシリテーター養成)・親育ち支援策		
	24 保育所・学童保育所「待機児童ゼロプロジェクト」(4年以内)		
	24 1 認可保育所	第4編 第2章2節 認可保育所整備事業	53
	24 2 ナーサリールーム・家庭保育室	第4編 第2章2節 認可外保育施設等整備・運営事業	53
	24 3 放課後児童クラブ	第4編 第2章2節 放課後子どもプラン等推進事業	54
	25 北九州方式を参考とした小児救急体制や、産科救急体制を整備します。(4年以内)		
	25 1 小児救急	第4編 第2章5節 地域医療推進事業	72
	25 2 産科救急		

しあわせ倍増プラン2009		新実施計画[平成23年度改訂版]	
分野・宣言	番号及び項目名又は事業名	主な該当箇所	ページ
3 子ども	26 高校教育の底上げを図り、質の高い特色ある学校づくりを推進します。(4年以内)	第4編 第3章1節 高校教育・中高一貫教育推進事業	83
	27 一人ひとりの子どもが輝くために、心のサポート推進事業を充実します。(4年以内)	第4編 第3章1節 心のサポート推進事業	79
	28 ノーマライゼーションの理念の共有化に向け、障害のある人もない人も、誰もが同じように住み慣れた地域で暮らし学べるよう、特別支援教育を充実します。(4年以内)	第4編 第2章4節 第3章1節 特別支援教育推進事業	66 81
	29 学校教育における食育を推進します。(4年以内)	第4編 第2章5節 第3章1節 食育推進事業	71 82
	30 メディアリテラシー教育の充実と携帯・ネットアドバイザー制度を創設します。(4年以内)	第4編 第3章1節 第4章4節 メディアリテラシー教育推進事業	81 117
4 高齢者 (6項目・7事業)	31 介護する人への支援体制を充実します。(すぐ)	第4編 第2章3節 介護者支援体制充実事業	60
	32 配食サービスの拡充をはかり高齢者の自立を支援します。(すぐ)	第4編 第2章3節 在宅高齢者等宅配食事サービス事業	61
	33 空き教室や空き店舗、遊休施設などを活用し、各区に高齢者サロン・介護者サロンを設置します。(4年以内)		
	33 1 高齢者サロン	第4編 第2章3節 高齢者サロン・老人福祉センター整備事業	59
	33 2 介護者サロン	第4編 第2章3節 介護者支援体制充実事業	60
	34 シルバー人材センターの充実や団塊の世代の市民活動の推進など、高齢者が地域で働く場を増やします。(4年以内)	第4編 第2章3節 第5章3節 第7章3節 シルバー人材センター・シルバーバンク事業	58 134 160
	35 シニアユニバーシティを充実します。(4年以内)	第4編 第2章3節 シニアユニバーシティ事業	58
	36 高齢者を対象とした、(仮称)シルバー元気応援ショップ制度(割引制度)を創設します。(4年以内)	第4編 第2章3節 シルバー元気応援ショップ制度	61
	37 食生活や運動習慣の改善を支援し、健康寿命の延伸を目指します。~元気倍増大作戦~(4年以内)		
	37 1 食生活・運動	第4編 第2章5節 健康づくり推進事業	70
5 健康・安心 (5項目・1事業)	37 2 介護予防	第4編 第2章3節 介護予防事業	60
	38 遊休地などを活用した、スポーツもできる多目的広場を倍増します。(4年以内)		
	38 1 多目的広場整備方針の決定	第4編 第3章3節 多目的広場整備事業	90
	38 2 都市公園内のグラウンド等の個人への開放		
	38 3 民有地を活用した多目的広場の整備		
	38 4 「(仮称)スポーツふれあい広場」の整備		
	38 5 大学との連携による多目的広場の整備		
	38 6 農業関連施設へのスポーツもできる多目的広場の整備		
	39 万全な危機管理体制を構築します。(4年以内)		
	39 1 総合防災情報システムの構築	第4編 第6章1節 防災体制の充実事業	139
39 2 危機事案発生時の初動体制の確保	第4編 第6章2節 地域・安心安全ネットの充実事業	145	
	39 3 防災ボランティアコーディネーターの養成と避難場所運営体制の構築	第4編 第6章1節 自主防災組織強化・育成事業	140
	39 4 災害時要援護者への支援		

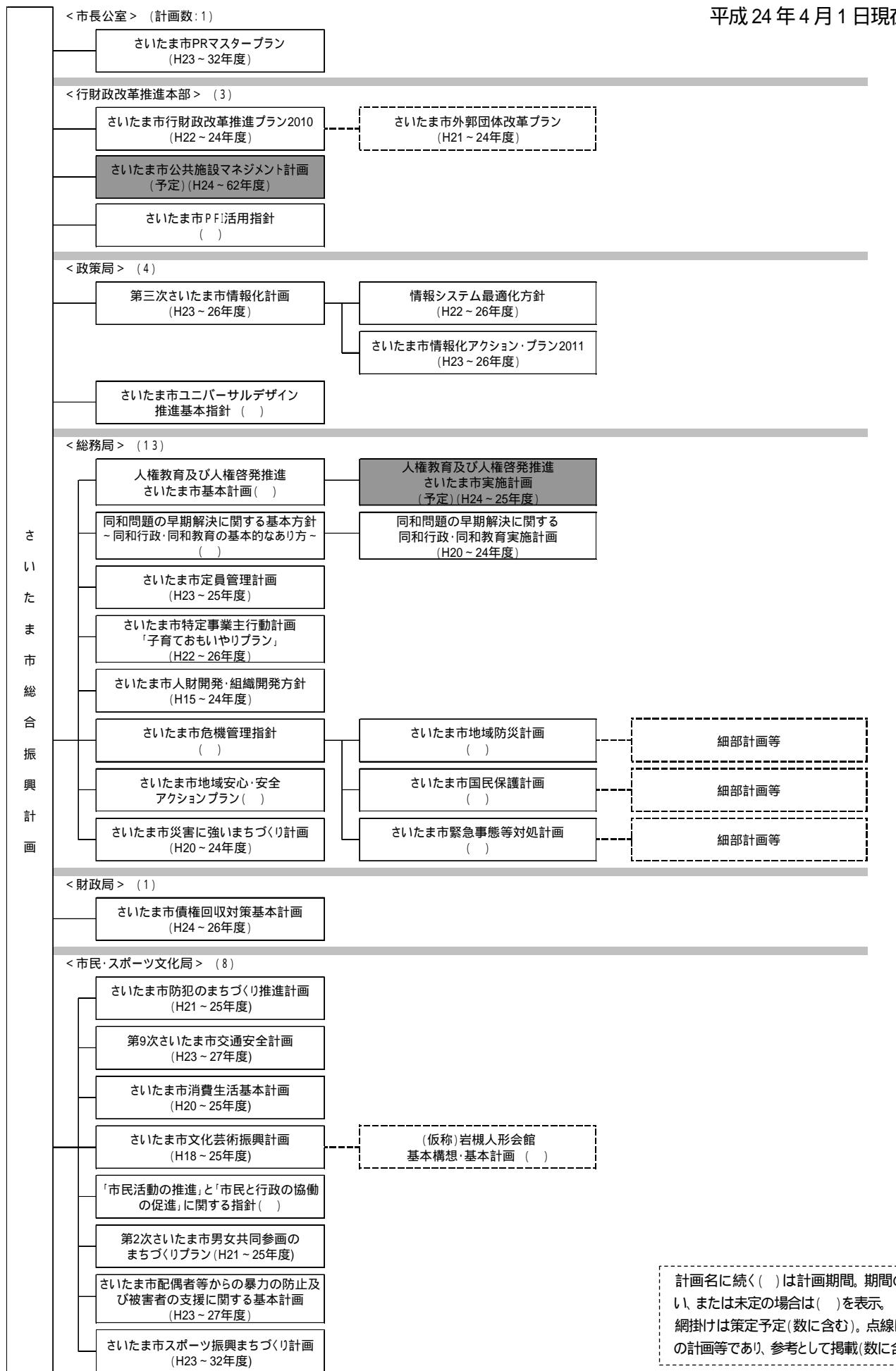
しあわせ倍増プラン2009		新実施計画[平成23年度改訂版]	
分野・宣言	番号及び項目名又は事業名	主な該当箇所	ページ
5 健 康 ・ 安 心	39 5 マンホールトイレの整備	第4編 第6章1節 災害用マンホール型トイレ整備事業	139
	39 6 新型インフルエンザ対策	第4編 第2章5節 新型インフルエンザ対策事業	72
	39 7 地域防犯ステーションなどの増設と自主防犯パトロールの促進	第4編 第6章2節 防犯対策事業	145
	40 民間住宅の耐震化補助事業を拡充します。(すぐ)	第4編 第6章1節 さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業	138
	41 障害者自立支援法の時限措置終了後も、市独自の負担軽減策を継続します。(すぐ)	第4編 第2章4節 障害者自立支援のための負担軽減事業	68
	42 市内照明のLED化率を全国1位を目指します。(4年内)	第4編 第1章1節 LED化推進事業	36
	43 太陽光発電設備の設置を推進します。(4年内)	第4編 第1章1節 太陽光発電設備設置事業	36
6 環 境 ・ ま ち づ く り ( 1 1 項 目 ・ 2 5 事 業 )	44 「E-KIZUNA Project」などの実施により、次世代自動車の普及を促進します。(4年内)	第4編 第1章1節 環境未来都市推進事業	37
	45 さいたま新都心のサッカーブラザ計画は白紙撤回します。(すぐ)	第4編 第4章1節 さいたま新都心第8 - 1A街区整備促進事業	102
	46 コミュニティバス路線の検討委員会を設置します。(すぐ)	第4編 第4章2節 市内路線バス・コミュニティバス等整備事業	112
	47 新規建設事業費の1%を魅力ある文化・芸術のまちづくりに配分します。(3年内)	第4編 第3章4節 文化芸術都市創造事業	93
	48 公園・市有地・校庭などの芝生化、緑のカーテン事業などで身近な緑を増やす「みどり倍増プロジェクト」を実施します。(4年内)		
	48 1 公園の芝生化	第4編 第1章2節 第4章3節 芝生化推進事業	42 114
	48 2 学校の芝生化		
	48 3 保育園の芝生化		
	48 4 学校の緑のカーテン	第4編 第1章2節 第4章3節 緑のカーテン事業	42 114
	48 5 公共施設・家庭の緑のカーテン		
	48 6 公共施設の緑化	第4編 第1章2節 第4章3節 公共施設緑化事業	42 114
	48 7 民間建築物の緑化	第4編 第1章2節 第4章3節 民有地・民間建築物等緑化事業	42 114
	48 8 花と緑でいっぱい・区の花の制定	第4編 第1章2節 第4章3節 第7章3節 花と緑のまちづくり推進事業	42 114 160
	49 見沼田んぼ、荒川などの自然環境・歴史的遺産を保全・活用し、教育ファーム、市民農園など市民が憩える場所を増やします。(4年内)		
	49 1 見沼基本計画の策定	第4編 第1章2節 見沼グリーンプロジェクト 斜面林や見沼代用水等を活用した憩いの場所整備事業	41
	49 2 歴史的遺産・自然環境の活用	第4編 第1章2節 斜面林や見沼代用水等を活用した憩いの場所整備事業 第3章4節 歴史・自然的資源の保存・整備事業	41 93
	49 3 教育ファームの実施	第4編 第3章1節・第5章2節 教育ファーム・市民農園整備事業	82
	49 4 市民農園の整備		128
	49 6 高沼用水路の整備	第4編 第1章2節・第6章1節 高沼用水路整備事業	40 141
	49 5 東宮下調節池の広場整備	第4編 第6章1節 普通河川改修事業	140
	50 良好的な住環境を守るための「高度地区」による高さ制限を導入します。(4年内)	第4編 第4章1節 高度地区推進事業	99

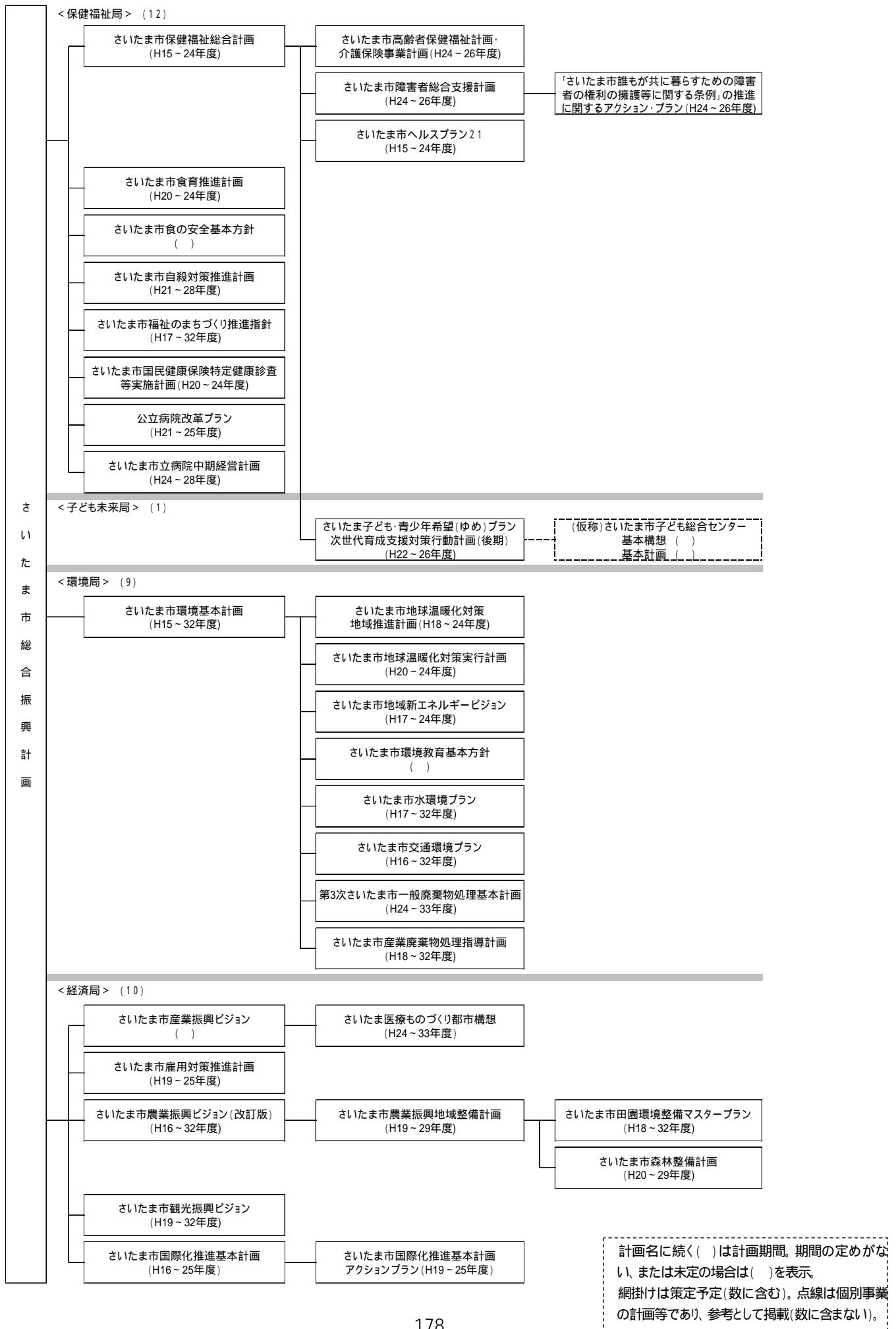
しあわせ倍増プラン2009		新実施計画[改訂版]	
分野・宣言	番号及び項目名又は事業名	主な該当箇所	ページ
6 環境・まちづくり	51 下水道、都市公園、生活道路など生活密着型インフラ整備を推進します。(4年以内)		
	51 1 都市公園の整備	第4編 第1章2節・第4章3節 緑の核づくり公園整備事業	40 115
	51 2 暮らしの道路・スマイルロードの整備	第4編 第4章2節 暮らしの道路・スマイルロード整備事業	111
	51 3 下水道の整備	第4編 第6章3節 下水道汚水事業	148
	52 効率的な道路ネットワークを構築するため、都市計画道路を抜本的に見直します。(4年以内)	第4編 第4章2節 都市計画道路見直し事業	108
	53 ワーキンググループを増やさない、部局横断的な「自立生活支援対策チーム」を設置します。(すぐ)		
	53 1 セーフティネットの構築	第4編 第5章3節 雇用セーフティネット対策事業	133
	53 2 ステップアップの取組	第4編 第5章3節 雇用ステップアップ事業	133
	54 介護、福祉、医療、教育、環境、農業などの分野を中心に「雇用倍増プロジェクト」を実行します。(4年以内)		
	54 1 ものづくり企業支援事業	資料編 「3達成・完了事業一覧(平成21~23年度)」 ものづくり産業活性化支援事業	168
7 経済・雇用 (7項目・20事業)	54 2 テクニカルブランド企業認証事業	第4編 第5章1節 テクニカルブランド企業認証事業	121
	54 3 戦略的企業誘致	第4編 第5章1節 戦略的企業誘致推進事業	122
	54 4 産学連携によるイノベーション創出	第4編 第5章1節 第5章3節 産学官連携推進による技術革新・新産業創出事業	121 131
	54 5 新規就農者支援事業	第4編 第5章2節 都市農業担い手育成事業	129
	54 6 事業所内保育施設推進事業	第4編 第2章2節 認可外保育施設等整備・運営事業	53
	54 7 介護福祉士資格取得支援		
	54 8 ホームヘルパー2級資格取得支援	第4編 第2章3節 第5章3節 介護人材等育成支援事業	60 134
	54 9 福祉介護人材の養成確保		
	54 10 ものづくり人材支援事業	第4編 第5章3節 産業人材育成支援事業	132
	54 11 マッチング事業	第4編 第5章3節 就職支援体制整備事業	132
	55 市内の観光資源を有効に活用し、海外も含め観光客を積極的に誘致します。(4年以内)	第4編 第5章2節 観光資源の充実・整備事業 スポーツコミュニケーション事業	126
	56 起業家応援のための「ベンチャービジネス倍増プロジェクト」を実行します。(4年以内)		
	56 1 人材育成支援	第4編 第5章3節 ベンチャービジネス支援事業	131
	56 2 創業環境支援		
	57 コミュニティビジネスの支援制度を充実します。(4年以内)		
58 59	57 1 コミュニティビジネス育成事業	第4編 第5章1節 コミュニティビジネス支援事業	123
	57 2 コミュニティビジネス促進事業		
	58 中小企業・小規模事業者への融資制度を充実します。(4年以内)	第4編 第5章2節・第5章3節 中小企業支援事業	125 135
	59 企業のCSR活動の認証制度を創設・推進します。(4年以内)	第4編 第5章2節 CSR活動促進事業	129

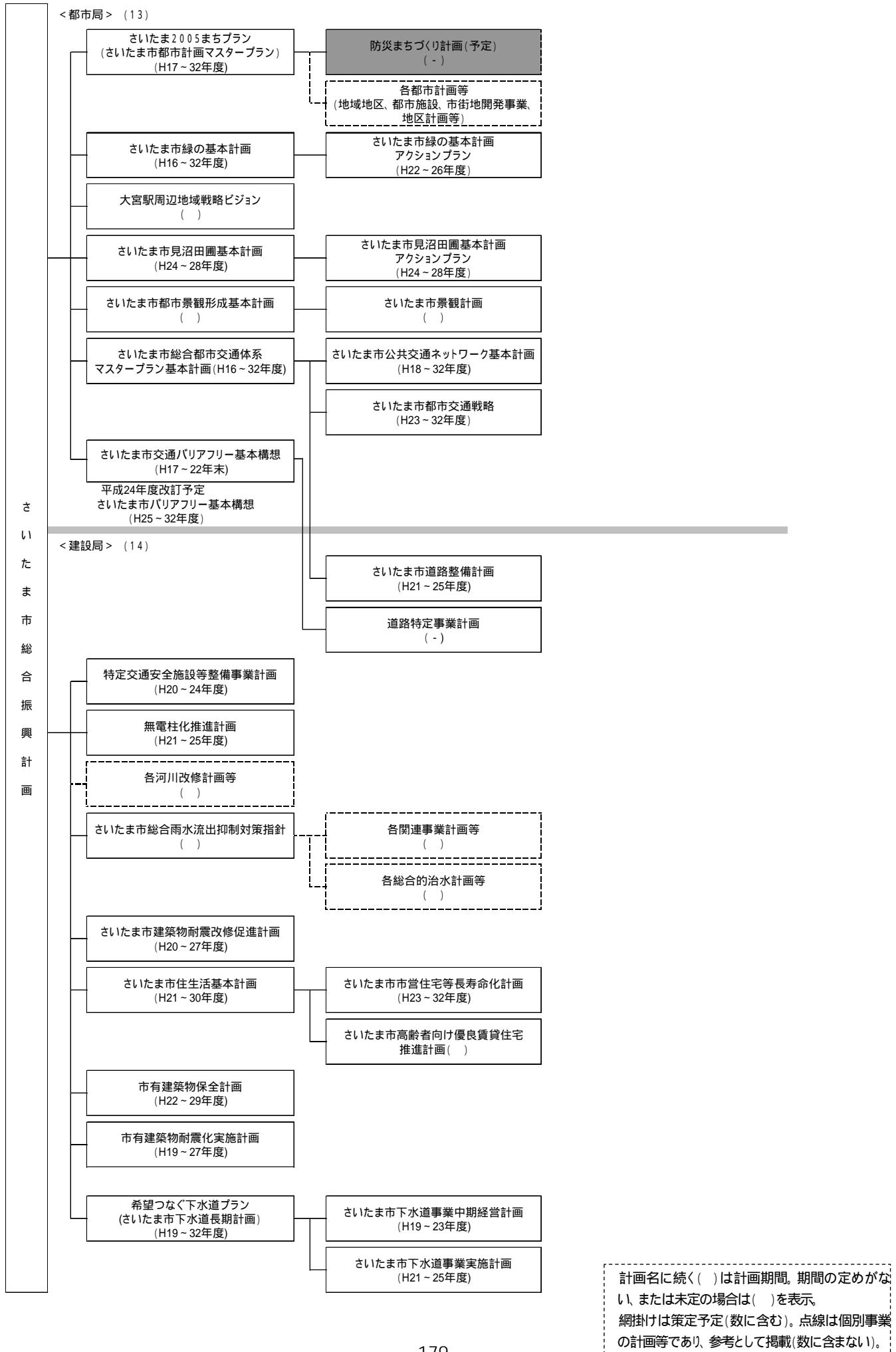
しあわせ倍増プラン2009		新実施計画[平成23年度改訂版]	
分野・宣言	番号及び項目名又は事業名	主な該当箇所	ページ
8 （地域 項目 対 立 3を 事業 超 えて ）	60 大宮駅東口再開発は、東日本の玄関口として経済・商業都市としての機能を高める開発を推進します。（4年以内）	第4編 第4章1節 大宮駅周辺地域戦略ビジョン推進事業	100
	61 地下鉄7号線延伸は、経済性などを十分に考慮し、まちづくりと連動させて推進します。（4年以内）	第4編 第4章2節 埼玉高速鉄道（地下鉄7号線）延伸促進事業	111
	62 市庁舎のあり方は、地域的対立を越えた視点から、市民の声を聞きながら検討します。（4年以内）	3編 アプローチ8 市庁舎のあり方の検討	30

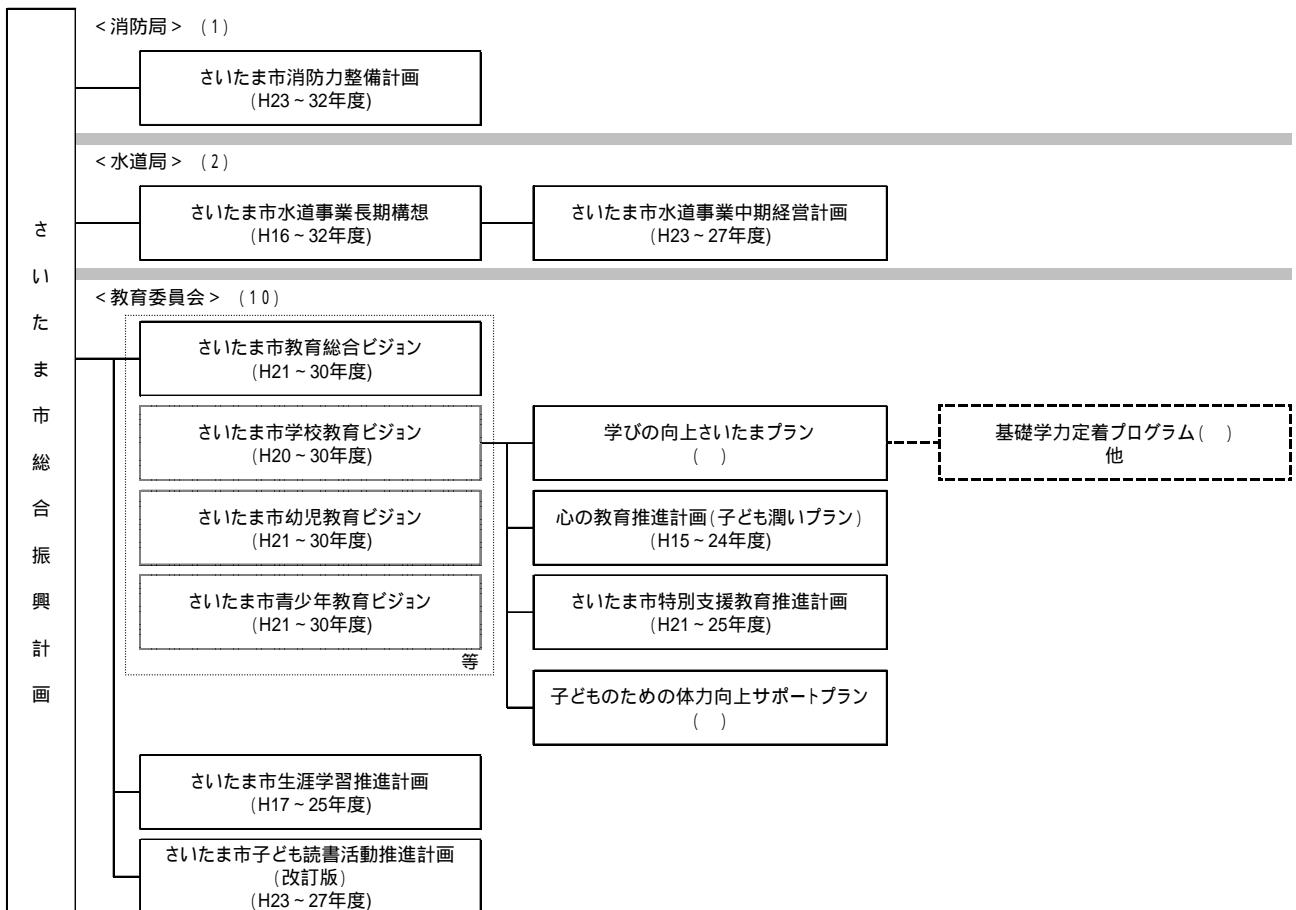
## 6 さいたま市の計画体系図

平成24年4月1日現在









<計画数合計>	平成24年4月1日現在	平成22年4月1日現在	平成18年3月1日現在
	102	100	74

策定予定含む  
総合振興計画、しあわせ倍増プラン2009は含まない

計画名に続く( )は計画期間。期間の定めがない、または未定の場合は( )を表示。  
網掛けは策定予定(数に含む)。点線は個別事業の計画等であり、参考として掲載(数に含まない)。

## 7 さいたま市の計画一覧

平成 24 年 4 月 1 日現在

計画	計画期間	策定年度	根拠法令等	担当局	担当課室
さいたま市 PR マスター プラン	平成 23 ~ 32 年度	平成 22 年度		市長公室	広報課
さいたま市行財政改革推進プラン 2010	平成 22 ~ 24 年度	平成 22 年度		行財政改革 推進本部	
さいたま市公共施設マネジメント計画	平成 24 ~ 62 年度	平成 24 年度 (予定)			
さいたま市 PFI 活用指針		平成 14 年度			
第三次さいたま市情報化計画	平成 23 ~ 26 年度	平成 22 年度	ICT 維新ビジョン	政策局	IT 政策課
情報システム最適化方針	平成 22 ~ 26 年度	平成 22 年度			IT 政策課
さいたま市情報化アクション・ プラン 2011	平成 23 ~ 26 年度	平成 22 年度	ICT 維新ビジョン		IT 政策課
さいたま市ユニバーサルデ ザイン推進基本指針		平成 20 年度			企画調整課
人権教育及び人権啓発推進さ いたま市基本計画		平成 13 年度	人権教育及び人権啓発の推進に關 する法律	人権政策推進課	人権政策推進課
人権教育及び人権啓発推進さ いたま市実施計画	平成 24 ~ 25 年度	平成 24 年度 (予定)	人権教育及び人権啓発の推進に關 する法律		人権政策推進課
同和問題の早期解決に関する 基本方針～同和行政・同和教 育の基本的なあり方～		平成 20 年度	人権教育及び人権啓発の推進に關 する法律		人権政策推進課 人権教育推進室
同和問題の早期解決に関する 同和行政・同和教育実施計画	平成 20 ~ 24 年度	平成 20 年度	人権教育及び人権啓発の推進に關 する法律		人権政策推進課 人権教育推進室
さいたま市定員管理計画	平成 23 ~ 25 年度	平成 22 年度			人事課
さいたま市特定事業主行動計 画「子育ておもいやりプラン」	平成 22 ~ 26 年度	平成 22 年度	次世代育成支援対策推進法		人事課
さいたま市人財開発・組織開 発方針	平成 15 ~ 24 年度	平成 14 年度	地方公務員法		人材育成課
さいたま市危機管理指針		平成 18 年度		総務局	安心安全課
さいたま市地域防災計画		平成 13 年度	災害対策基本法		防災課
さいたま市国民保護計画		平成 18 年度	武力攻撃事態等における国民の保 護のための措置に関する法律		安心安全課
さいたま市緊急事態等対処計 画		平成 21 年度			安心安全課
さいたま市地域安心・安全ア クションプラン		平成 19 年度			安心安全課
さいたま市災害に強いまちづ くり計画	平成 20 ~ 24 年度	平成 19 年度			防災課

計画	計画期間	策定年度	根拠法令等	担当局	担当課室
さいたま市債権回収対策基本計画	平成 24 ~ 26 年度	平成 23 年度		財政局	収納対策課
さいたま市防犯のまちづくり推進計画	平成 21 ~ 25 年度	平成 20 年度			交通防犯課
第 9 次さいたま市交通安全計画	平成 23 ~ 27 年度	平成 23 年度	交通安全対策基本法		交通防犯課
さいたま市消費生活基本計画	平成 20 ~ 25 年度	平成 20 年度	消費者基本法		消費生活総合センター
さいたま市文化芸術振興計画	平成 18 ~ 25 年度	平成 17 年度	文化芸術振興基本法		文化振興課
「市民活動の推進」と「市民と行政の協働の促進」に関する指針		平成 18 年度		市民・スポーツ文化局	市民活動支援室
第 2 次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン	平成 21 ~ 25 年度	平成 20 年度	男女共同参画社会基本法、さいたま市男女共同参画のまちづくり条例		男女共同参画課
さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画	平成 23 ~ 27 年度	平成 22 年度	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律		男女共同参画課
さいたま市スポーツ振興まちづくり計画	平成 23 ~ 32 年度	平成 23 年度	さいたま市スポーツ振興まちづくり条例		スポーツ振興課
さいたま市保健福祉総合計画	平成 15 ~ 24 年度	平成 14 年度	社会福祉法		福祉総務課
さいたま市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	平成 24 ~ 26 年度	平成 23 年度	老人福祉法、介護保険法		高齢福祉課 介護保険課
さいたま市障害者総合支援計画	平成 24 ~ 26 年度	平成 23 年度	障害者基本法、障害者自立支援法		障害福祉課
「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」の推進に関するアクション・プラン	平成 24 ~ 26 年度	平成 23 年度	さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例		障害福祉課
さいたま市ヘルスプラン 21	平成 15 ~ 24 年度	平成 14 年度	健康増進法、健康日本 21		健康増進課
さいたま市食育推進計画	平成 20 ~ 24 年度	平成 19 年度	食育基本法、食育推進基本計画		健康増進課
さいたま市食の安全基本方針		平成 16 年度	食品安全基本法	保健福祉局	食品安全推進課
さいたま市自殺対策推進計画	平成 21 ~ 28 年度	平成 20 年度	自殺対策基本法、自殺総合対策大綱		健康増進課
さいたま市福祉のまちづくり推進指針	平成 17 ~ 32 年度	平成 17 年度	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、駐車場法、さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例		福祉総務課
さいたま市国民健康保険特定健康診査等実施計画	平成 20 ~ 24 年度	平成 20 年度	高齢者の医療の確保に関する法律		国民健康保険課
公立病院改革プラン	平成 21 ~ 25 年度	平成 20 年度	経済財政改革の基本方針 2007、地方公共団体の財政の健全化に関する法律		財務課
さいたま市立病院中期経営計画	平成 24 ~ 28 年度	平成 23 年度	—		財務課
さいたま子ども・青少年希望(yume)プラン(次世代育成支援対策行動指針(後期))	平成 22 ~ 26 年度	平成 21 年度	次世代育成支援対策推進法 子ども・子育てビジョン	子ども未来局	子育て企画課
さいたま市環境基本計画	平成 15 ~ 32 年度	平成 15 年度 (平成 22 年度改訂)	環境基本法、さいたま市環境基本条例	環境局	環境総務課

計画	計画期間	策定年度	根拠法令等	担当局	担当課室
さいたま市地球温暖化対策地域街並み計画	平成 18 ~ 24 年度	平成 17 年度	環境基本法、地球温暖化対策の推進に関する法律、京都議定書目標達成計画	環境局	地球温暖化対策課
さいたま市地球温暖化対策実行計画	平成 20 ~ 24 年度	平成 19 年度	地球温暖化対策の推進に関する法律		地球温暖化対策課
さいたま市地域新エネルギービジョン	平成 17 ~ 24 年度	平成 16 年度	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法、地球温暖化対策の推進に関する法律		地球温暖化対策課
さいたま市環境教育基本方針		平成 21 年度	環境基本法、さいたま市環境基本条例、さいたま市生活環境の保全に関する条例など		環境総務課
さいたま市水環境プラン	平成 17 ~ 32 年度	平成 17 年度	環境基本法、さいたま市環境基本計画、さいたま市生活環境の保全に関する条例など		環境対策課
さいたま市交通環境プラン	平成 16 ~ 32 年度	平成 16 年度	環境基本法、さいたま市環境基本計画、さいたま市生活環境の保全に関する条例など		環境対策課
第 3 次さいたま市一般廃棄物処理基本計画	平成 24 ~ 33 年度	平成 23 年度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		資源循環政策課
さいたま市産業廃棄物処理指導計画	平成 18 ~ 32 年度	平成 17 年度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		産業廃棄物指導課
さいたま市産業振興ビジョン		平成 15 年度	中小企業基本法、中小企業支援法など		経済政策課
さいたま市医療ものづくり都市構想	平成 24 ~ 33 年度	平成 23 年度			産業展開推進課
さいたま市雇用対策推進計画	平成 19 ~ 25 年度	平成 18 年度 (平成 23 年度改訂)		経済局	労働政策課
さいたま市農業振興ビジョン(改訂版)	平成 16 ~ 32 年度	平成 21 年度	食料・農業・農村基本計画		農業政策課
さいたま市農業振興地域整備計画	平成 19 ~ 29 年度	平成 19 年度	農業振興地の整備に関する法律		農業環境整備課
さいたま市田園環境整備マスター プラン	平成 18 ~ 32 年度	平成 17 年度	土地改良法		農業環境整備課
さいたま市森林整備計画	平成 20 ~ 29 年度	平成 19 年度	森林法		農業環境整備課
さいたま市観光振興ビジョン	平成 19 ~ 32 年度	平成 18 年度	観光立国推進基本法		観光政策課
さいたま市国際化推進基本計画	平成 16 ~ 25 年度	平成 15 年度			国際課
さいたま市国際化推進基本計画アクションプラン	平成 19 ~ 25 年度	平成 18 年度			国際課
さいたま 2005 まちプラン(さいたま市都市計画マスター プラン)	平成 17 ~ 32 年度	平成 17 年度	都市計画法	都市局	都市計画課
防災まちづくり計画(予定)		平成 25 年度 (予定)			都市計画課
さいたま市緑の基本計画	平成 16 ~ 32 年度	平成 16 年度	都市緑地法		みどり推進課
さいたま市緑の基本計画アクションプラン	平成 22 ~ 26 年度	平成 21 年度			みどり推進課
大宮駅周辺地域戦略ビジョン		平成 21 年度			大宮駅東口まちづくり事務所
さいたま市見沼田園基本計画	平成 24 ~ 28 年度	平成 22 年度			みどり推進課
さいたま市見沼田園基本計画アクションプラン	平成 24 ~ 28 年度	平成 23 年度			みどり推進課

計画	計画期間	策定年度	根拠法令等	担当局	担当課室
さいたま市都市景観形成基本計画		平成 19 年度		都市局	都市計画課
さいたま市景観計画		平成 21 年度	景観法		都市計画課
さいたま市総合都市交通体系マスター・プラン基本計画	平成 16 ~ 32 年度	平成 16 年度			都市交通課
さいたま市公共交通ネットワーク基本計画	平成 18 ~ 32 年度	平成 18 年度			都市交通課
さいたま市都市交通戦略	平成 23 ~ 32 年度	平成 22 年度			都市交通課
さいたま市交通バリアフリー基本構想 平成 24 年度改訂予定 さいたま市バリアフリー基本構想	平成 17 ~ 22 年末 平成 25 ~ 32 年度 (予定)	平成 16 年度 平成 24 年度 (予定)	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律		都市交通課
さいたま市道路整備計画	平成 21 ~ 25 年度	平成 20 年度		建設局	道路計画課
道路特定事業計画		平成 17 年度	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律		道路環境課
特定交通安全施設等整備事業計画	平成 20 ~ 24 年度	平成 20 年度	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律		道路環境課
無電柱化推進計画	平成 21 ~ 25 年度	平成 21 年度	電線共同溝の整備等に関する特別措置法		道路環境課
さいたま市総合雨水流出抑制対策指針		平成 14 年度			河川課
さいたま市建築物耐震改修促進計画	平成 20 ~ 27 年度	平成 19 年度	建築物の耐震改修の促進に関する法律		建築総務課
さいたま市住生活基本計画	平成 21 ~ 30 年度	平成 20 年度	住生活基本法、住生活基本計画(全国計画)	建設局	住宅課
さいたま市市営住宅等長寿命化計画	平成 23 ~ 32 年度	平成 22 年度			住宅課
さいたま市高齢者向け優良賃貸住宅推進計画		平成 14 年度	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 高齢者の居住の安定確保に関する法律		住宅課
市有建築物保全計画	平成 22 ~ 29 年度	平成 22 年度	官公庁施設の建設等に関する法律		保全管理課
市有建築物耐震化実施計画	平成 19 ~ 27 年度	平成 19 年度	建築物の耐震改修の促進に関する法律		保全管理課
希望つなぐ下水道プラン(さいたま市下水道長期総合計画)	平成 19 ~ 32 年度	平成 19 年度	下水道法、都市計画法、水質汚濁防止法など		下水道計画課
さいたま市下水道事業中期経営計画	平成 19 ~ 23 年度	平成 19 年度	「地方公営企業の経営の総点検について」(平成 16 年 4 月 13 日付総務省自治財政局公営企業課長通知)	下水道局	下水道財務課
さいたま市下水道事業実施計画	平成 21 ~ 25 年度	平成 20 年度	下水道法、都市計画法、水質汚濁防止法など		下水道計画課
さいたま市消防力整備計画	平成 23 ~ 32 年度	平成 23 年度	消防組織法、消防法、消防力の整備指針など		消防企画課
さいたま市水道事業長期構想	平成 16 ~ 32 年度	平成 16 年度	水道ビジョン	水道局	経営企画課

計画	計画期間	策定年度	根拠法令等		担当課室
さいたま市水道事業中期経営計画	平成 23～27 年度	平成 22 年度		水道局	経営企画課
さいたま市教育総合ビジョン	平成 21～30 年度	平成 20 年度		教育委員会	教育総務課
さいたま市学校教育ビジョン	平成 20～30 年度	平成 19 年度			教育総務課
さいたま市幼児教育ビジョン	平成 21～30 年度	平成 20 年度			教育総務課
さいたま市青少年教育ビジョン	平成 21～30 年度	平成 20 年度			教育総務課
学びの向上さいたまプラン		平成 17 年度			指導 1 課
心の教育推進計画(子ども潤いプラン)	平成 15～24 年度	平成 14 年度			指導 2 課
さいたま市特別支援教育推進計画	平成 21～25 年度	平成 20 年度	教育基本法、発達障害者支援法		指導 2 課
子どものための体力向上サポートプラン		平成 19 年度			指導 1 課
さいたま市生涯学習推進計画	平成 17～25 年度	平成 16 年度			生涯学習振興課
さいたま市子ども読書活動推進計画(改訂版)	平成 23～27 年度	平成 23 年度	子どもの読書活動の推進に関する法律		生涯学習振興課

本計画一覧は、「6 さいたま市の計画体系図」に記載した計画数合計 102 の一覧である。

## 8 「さいたま市らしさ発見！」市民ワークショップからの提案

### (1) 目的

市民ワークショップは、新実施計画の策定に際し、特色のある魅力的なまちづくりをより一層進めていくために、参加者を公募し、市民の目線からの意見やアイディアを提案していただくことを目的として開催しました。

### (2) 開催状況

ワークショップでは、全3回にわたり、参加者11名が2グループに分かれて、「さいたま市らしさ」を生み出していくための3つのテーマに沿って、“さいたま市の個性や魅力とは何か、また、それをさらに生かし、伸ばしていくにはどうしたらよいか”が話し合われ、市に提案が行われました。

#### 【開催日・場所】

開催日	場所
第1回 平成20年9月6日(土)	
第2回 平成20年9月20日(土)	浦和コミュニティセンター (浦和駅東口コムナーレ10階)
第3回 平成20年10月4日(土)	

さいたま市総合振興計画には、「さいたま市らしさ」を生み出していくための3つのテーマとして、「交流拠点都市」「環境共生都市」「生活文化都市」が掲げられています。それぞれの具体的な内容は、以下のとおりです。

テーマ	具体的な内容
交流拠点都市	都市機能、起業、地域経済(商工業)にぎわい、市民活動
環境共生都市	環境保全、ごみ、自然環境の保全・活用、緑の創出
生活文化都市	子育て、特色ある学校、安心安全、歴史文化、都市イメージ

全3回を使って、3テーマについて話し合われました。

次に各グループからの提案の概要を示します。

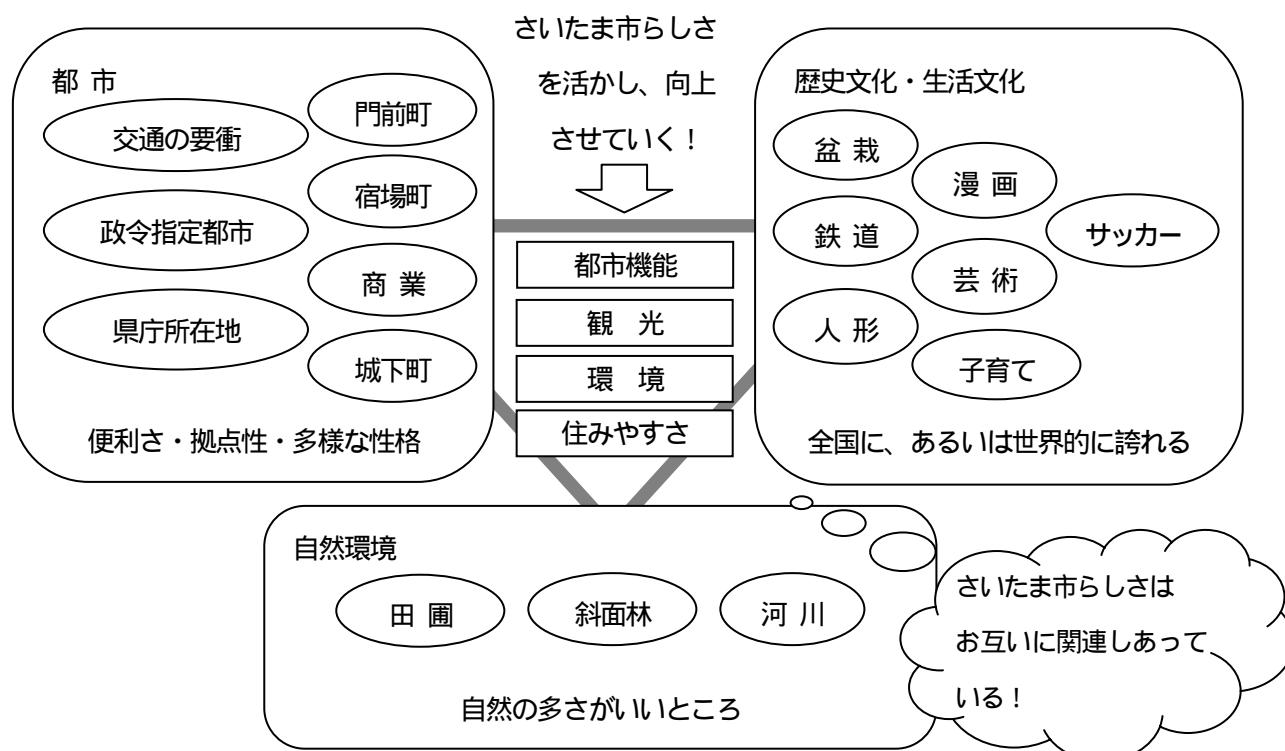
## A班からの提案 ~訪れる人も住む人も快適なまちをめざそう~

便利さ・環境・文化を、住みやすさ・にぎわい・観光などに活かし、訪れる人も住む人も快適なまちをめざしましょう。そのためには、各地域の特徴を活かしたグランドデザインをつくり、環境問題・少子高齢化問題など社会情勢の変化に配慮しながら、新しいさいたま市を創造しましょう。

私たちが暮らすさいたま市は、大宮・浦和・与野・岩槻という、それぞれ特色ある背景を持った地域から成り立っているため、ひとことで“これ”と言いたくない、さまざまな“さいたま市らしさの要素”を持った地域だと考えます。

ちょっと想いを馳せてみただけでも、誇るべき要素がたくさんあります。例えば、交通の要衝、政令指定都市、県庁所在地といった都市的な要素から、大宮・門前町、浦和・宿場町、与野・商業都市、岩槻・城下町といった歴史的な要素、盆栽・漫画・鉄道・芸術・人形・サッカーといった文化的な要素、田園・斜面林・河川といった自然的要素まで盛りだくさんです。さらに、近ごろではこれに加えて、さいたま新都心の新しいまちづくりや“子育てするならさいたま市”“国際会議都市”といった具合に、新しい“さいたま市らしさ”も生まれてきました。

このように、さいたま市らしさには色々な要素があって、それぞれが素晴らしいものなのですが、問題はそれらを活かしながら、何をめざしていくかです。そこで私たちは、第2回ワークショップの際に、考えを次のように整理してみました。



図に示したように、“さいたま市らしさ”をお互いにつなぎ合わせると、例えば、「都市としての性格の多様さ・交通の便利さ・文化・自然を活かした観光振興」や「環境の視点から都市を見つめ直す」「便利さ・文化資源

の豊富さ・自然環境の豊かさを活かした子育てしやすいまちづくり」というように、さいたま市の魅力を高めるための、多彩な取り組みの方向性が見えてきます。

このようなことを考えながら、私たちA班は、次のような意見を出し合いました。

#### さいたま市の魅力を活かすためのキーワード

交流拠点都市

利便性をもっと活かす

都市機能の充実

若者の力を活かす都市（若さをアピール）

環境共生都市

環境の視点から都市の機能を見直す

都市近郊農業の振興、地産地消の推進

水と緑を活かした、環境が良くて住みやすいまち

生活文化都市

歴史と文化拠点の力を引き出す

スポーツ・おまつりなどの盛んな活力とにぎわいのあるまちづくり

“子育てるならさいたま市”

安心安全なまちづくり



## B班からの提案 ~さいたま市をもっと魅力あるまちに~

私たちのさいたま市は、歴史によって地域ごとの特色が異なるため、巨大な規模の都心が存在せず、都市機能が分散しています。さいたま市をもっと魅力あるまちにするためには、こうした点と点を結び線や面とし、有機的な都市をめざすことが必要です。

### 交流拠点都市・さいたまの視点から

首都東京に近く、東北・上信越方面への交通の結節点であるという立地条件がある反面、雇用を東京に頼り、ベッドタウンとなっているため、好立地を活かした企業誘致、産官学の連携などによって産業を元気にし、地域の活性化に結び付け、東京に依存しない自立的な都市をめざすことが大切だと思われます。

また、市内で生産している農産物をブランド化して、市内外に情報を発信したり、市内にある鉄道博物館などの全国的に有名な施設を前面に押し出し「鉄道のまちさいたま」としてPRするなど、既存の資源を活かした産業振興も見込むことができます。

### 環境共生都市・さいたまの視点から

さいたま市は、都心郊外ゆえに緑地や公園が多いことが魅力で、快適な居住環境をつくっています。希少な大規模緑地空間の代表として見沼田圃があり、豊かな水辺環境と地域で昔々と続いてきた稲作文化が残されています。近年、遊休地の増加や廃棄物の投棄などによって見沼田圃の環境は悪くなってきており、きれいに保ち続けていくことが必要です。また、見沼田圃の素晴らしさを次世代に伝えていくために、市民はもとより、市外・県外の都市住民の農業体験や環境教育の場として活用していくことを望みます。

このほか、市民が身近なことから環境問題に取り組むことができるよう、自転車利用促進のための駐輪場整備、さいたま市リサイクルモデルの構築など、市としての取り組みも必要と考えます。

### 生活文化都市・さいたまの視点から

さいたま市には歴史・文化、芸術、祭りなどに関する魅力的な資源が数多く存在していますが、市民に知られていなかつたり、資源が区ごとバラバラに存在し、市全体でつながっていないのが現状です。そこで、例えば祭りでは、伝統的なものと新しいものを融合させ、老若男女が参加したいと思える「さいたま市まつり」をつくるなど、市全体としてのイベントなどの実施により、市民が自ら住む区以外のことを知り、互いに交流を図るきっかけとなる機会が必要と考えます。

また、市民は、市が何を行っているのかを知らないことが多いため、市民の目線に立ち、市民の関心をひくような情報発信を心がける必要があります。こうした市民と市との情報共有が図られることが、市民にとっては市民参加の機会の拡充につながるものと考えます。さらに、さいたま市は人口が漸増し若い世代が多く住んでおり、安心して暮らせるまちとなっています。今後は子ども、女性、外国人、ホームレスなど弱者にやさしいまちをめざすことで、だれにとっても住みやすいまちとしていくことが大切です。

以上のような想いを前提として、B班では、次のような意見が出されました。

なお、交流拠点都市、環境共生都市、生活文化都市の3つは相互に関連しあい全体として上昇気流のように高

まつていくものと認識しており、環境への配慮、地域資源の活用などについては3つの項目のすべてのベースとなる考え方としています。

#### さいたま市の魅力を活かすためのキーワード

交流拠点都市

都市機能の充実

さいたま市ブランドの創出

産・官・学・市民の連携

環境共生都市

緑の保全・創出

環境にやさしい交通等の取り組み

見沼田園をきれいにする、見沼田園の活用（農業体験・環境教育）

生活文化都市

歴史・文化のPRと整備

市民目線に立った広報の実現

お祭りの活性化・PR強化

映画・アニメの舞台のPR強化、芸術・文化資源を活かす

弱者にもやさしいまちづくり

スポーツの活性化

人口が増加していることを活かしたまちづくり

有名人の活用



## 9 用語解説

用語	解説
<b>あ</b>	
ISO 14001	組織活動が環境に及ぼす影響を継続的に改善することを目的に定められた、国際的な標準規格。国際標準化機構（ISO）が作成した。
IT (Information Technology)	「情報技術」、または「情報通信技術」。コンピュータやインターネットなど、情報通信技術とその応用、利用などに使用されている様々な情報システムや技術手法の総称。
アセットマネジメント	公共の資産である道路、橋りょうなどの状態を客観的に把握・評価し、いつ、どのような対策をどこに行うのが最適であるかを決定するためのシステムのこと。
アメニティ	快適性や心地よさを表す言葉。ここでは、快適な環境のことを指し、生活する場所が安全・健康的・便利・快適な状況をいう。
E-KIZUNA Project	市民・事業者・行政の連携により、EV（電気自動車）を安心して、快適に使える低炭素社会の実現を目指し、EV普及拡大の課題解決に取り組むプロジェクトのこと。
医療なび	平成20年1月に開設した医療機関検索サイト「さいたま市医療なび」のこと。今診てもらえる医療機関をはじめ、休日急患診療所・在宅当番医などの初期救急医療情報や外国語対応、予防接種、健康診査などの情報がパソコンや携帯電話から閲覧することができる。
インキュベーションシステム	創業者や創業間もない経営者をバックアップするシステムのこと。なお、インキュベーションとは元来孵化器を意味するが、転じて、ベンチャー企業などの起業家を支援・育成すること。
インキュベーション施設	起業家やベンチャー企業などの立ち上がりを支援するため、低廉な料金で事業スペースを提供する施設。
エコファーマー	たい肥等を使った土づくりと化学肥料・化学農薬の低減を一体的に行う農業生産の方式により、都道府県知事から認定を受けた農業者。
ESCO 事業	ビルや工場などの建物の省エネルギーに関する包括的なサービス（省エネルギー診断・設計・施工・購入設備の保守・運転管理・事業資金調達など）を ESCO 事業者が提供し、それによって得られた省エネルギー効果を事業者が保障し、削減した光熱水費の中から ESCO サービス料と顧客の利益を生み出す事業。
NGO (Non-Governmental Organization)	非政府組織。一般には、国際協力や国際交流など、国境を越えて活動する団体を指す場合が多い。
NPO (Non-Profit Organization)	民間非営利団体。自発的に公益的な活動を行う民間団体をいう。
LED (Light Emitting Diode)	発光ダイオードのことであり、消費電力が小さく、寿命が長いという特徴がある。
<b>か</b>	
カーフリーデー	車から開放された都市環境の変化を体験し、車と都市や地球環境を考える1日として、毎年9月22日を基準日にヨーロッパを中心とする多くの都市で開催されているイベント。
外部監査制度	行政に対する監査機能の充実を図るため、市の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者が、第三者の立場から独自に監査を行う制度。政令指定都市では、包括外部監査（外部監査人が自らの判断によりテーマを設定し、隨時に監査を行う制度）が義務づけられている。
介護老人保健施設	病状が安定期にある要介護者に対し、在宅復帰を目的として機能訓練、日常生活動作の訓練を行うとともに、看護・介護サービスを提供する施設。
過大規模校	通常の学級数が31以上の小・中学校を過大規模校としている。

学校評議員制度	学校外の有識者、保護者の代表や地域の代表などに対し、学校運営についての意見、助言を求める制度。評議員は校長の推薦により教育委員会が委嘱する。
環境リスク	環境を汚染した化学物質が人の健康に悪影響を与えたる、生態系などに有害な影響を及ぼす危険性の程度。
キャリア教育	職場体験学習等を通して、児童生徒の望ましい職業観・勤労観や職業に関する知識・技能を身に付けさせる教育。
行政評価システム	効率的、効果的で透明性の高い行政運営のため、行政の政策、施策や事務事業を評価する仕組み。
グリーン配送	排出ガスに含まれる有害物質や CO <sub>2</sub> の少ない自動車による配送。
グループホーム	障害者が夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助が行われる。
ケアホーム	障害者が夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等が行われる。
健康寿命	65 歳に達した市民が、健康で自立した生活を送る期間で、具体的には「要介護 2 」以上になるまでの期間。
公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸地域、その他公共の用に供される水域、及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路のこと。
交通需要マネジメント	道路渋滞、自動車排ガス問題などの対応として、交通手段の変更、利用時間の変更、自動車の効率的な利用など、自動車利用者の交通行動の変容を促すことにより、自動車交通量を削減する方法。
合流式下水道	家庭や工場などから排水された汚水と雨水とを同一の管渠で排除する下水道の方式で、早期に整備された下水道で採用された方式。最近は、汚水と雨水を別々の管渠で処理する分流式下水道となっている。
コールセンター	市民からの電話・FAX・電子メールの問い合わせに対して、専門のオペレーターが、あらかじめ準備した FAQ ( = Frequently Asked Question、よくある質問と回答) や、過去の回答などを参照しながら、適切な受け答えを行うもの。
国際会議観光都市	国際会議場施設、宿泊施設などの施設やコンベンション・ビューローなどの誘致体制が整備されており、コンベンションの振興に適すると国から認定された都市。
子育てサロン	行政や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、育児サークルなどの地域住民組織により実施されているもので、身近な地域において、保護者や乳幼児が交流し、親子で一緒に遊んだり、子育てに悩む親同士が語りあえる場を提供している。
子育て支援総合コーディネーター	行政や民間団体等が実施している各種子育て支援事業やサービス情報を集約・蓄積し、子育て中の方や子育て支援者にインターネットや専用電話などにより情報提供を行う職員。子育て支援に携わる各機関・団体との連絡調整を行い、子育て支援事業を円滑に実施するための行政と民間との潤滑油の役割を果たす。
子どもがつくるまち	子どもがつくるまちとは、子どもだけが市民になることができる仮想のまちで、子どもが主体的にまちづくり体験をすることで、自主性や社会への参画意識を醸成するもの。
子どもひなん所 110 番の家	子どもたちが登下校時を中心にして、危険を感じたときなどの緊急時に、助けを求めることのできる緊急避難所として指定された住宅、商店、事業所等。
コミュニティ会議	区内において、広くまちづくりを行う団体で区長の認定を受けたもの。区民会議や行政と連携し、住みよく、魅力あるまちづくりの実現を図るため、実践的活動を行う団体。
コミュニティバス	本市では、潜在需要はあるが市民ニーズに即したバスサービスが提供されていない地区において、将来的にバス事業者が自動的に運行できるバス路線とすることを目指して、市民・市・バス事業者の 3 者が一体となって育てるバスをいう。
コミュニティビジネス	地域住民等が主体となって、地域における様々な課題をビジネスの手法を用いて解決する仕組み。ビジネスから生じた利益は地域社会に還元されることが特徴となっている。
コンベンション	大会、会議、展示会、見本市などの総称。

## さ

さいたま市産業創造財団	市内中小企業者や創業者などの支援を行うことにより、地域経済の振興に寄与することを目的として、本市が平成16年3月にさいたま市産業文化センター内に設立した法人。
さいたまロードサポート制度	ボランティアで道路の清掃美化活動を行う住民団体等を募集し、住民と行政が協力して、快適で美しい道路環境づくりを推進するとともに、道路愛護意識の向上及び地域コミュニティの活性化を図る制度。
産学連携支援センター埼玉	新製品・新技術の開発支援を目的として、本市と埼玉県が設置した施設。産学連携相談、産学交流の促進のほか、企業の技術ニーズと大学研究機関等のシーズとのマッチングに向けた支援、国等の競争的資金を獲得するためのアドバイスなどを行っている。
参入支援プラットフォーム	「プラットフォーム」は、社会活動を行うための体制や環境整備などの基盤。「さいたま医療ものづくり都市構想」では、企業が医療機器関連分野へ参入・事業拡大を果たすため、企業・大学・医療機関等をネットワーク化し、広域連携による参入支援プラットフォーム構築に取り組む。
CSR活動	CSR (Corporate Social Responsibility)とは、一般的に「企業の社会的責任」をいい、その例として、安全で高品質な製品・サービスの提供、環境への配慮、社会的公正・倫理にかなった活動などがある。
Jアラート	気象庁からの緊急地震速報や内閣官房からの弾道ミサイル情報といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、衛星通信を用いて市町村防災行政無線（同報系）を通じて、地域住民に伝達するシステム。
市場化テスト	これまで官が独占してきた公共サービスについて、透明・中立・公正な競争条件のもとで、官と民とが対等な立場で競争入札に参加し、価格と質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていくこととする仕組み。
指定管理者制度	公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度。指定管理者の範囲については、特段の制約を設げず、議会の議決を経て指定される。
自動体外式除細動器(AED)	突然死の原因となる心室細動を取り除き、正常な状態に戻すため、心臓に電気ショックを与える装置。
市民活動ネットワーク	各区における市民活動団体の登録制度。区役所は、登録団体への支援を行うほか、団体間のゆるやかなネットワークを図り、市民活動及び協働を推進する。
市民大学	市民の高度で専門的かつ多様な学習要求に応えるとともに、自発的な学習活動を促し、豊かな生涯学習社会を築くための連続型の市民講座事業。様々な講座があり、大学教授や各分野の専門家が講師となっている。
社会的入院者	病院に入院中で、病状が安定しており、受け入れ条件が整えば退院可能である者。
消防緊急情報システム	119番通報の受付から災害終了までの災害活動において、「自動出場指定装置」、「地図検索装置」、「位置情報通知システム」等の連動により、災害地点を瞬時に検索し、災害地点から近い消防車両を自動的に編成して迅速な出場指令を行う。また、災害活動に必要な現場支援情報の伝送や高所カメラシステムと連動した現場状況の把握など、119番通報の受付から現場到着までの大幅な時間短縮を図り、迅速かつ的確な災害活動を支援する。
初期救急	休日や夜間における、入院の必要がない比較的軽症の患者に対する救急医療。
食生活改善推進員	健康づくりの基本である食生活を中心に、自らの生活経験や学習体験などを生かしながら、近隣や地域の方々と協調して健康づくりをすすめるボランティア。
シルバーバンク	60歳以上の市民を対象とし、豊富な知識・技術及びパワーを地域の貴重な財産として登録し、活動の場となる団体や施設とのマッチングを行う本市独自の人材バンク。
新生児マス・スクリーニング検査	新生児における先天性代謝異常症などの疾患やその疑いを早期に発見し、発症する前から治療が出来るようにすることを目的とした検査。

スーパーバイズ	仕事、労働者、組織などを管理、監督・指導、助言すること。
スポーツコミッショナ	国際的スポーツイベントや大会を誘致する専門組織のこと。
生活ホーム	指導員による日常生活援護を受けながら、数人の障害者が地域で共同生活する場。
総合特区制度	国の「新成長戦略」実現のため内閣府が設けた制度で、国際競争力の強化、地域の活性化のための包括的かつ先駆的なチャレンジを規制・制度・税制の特例措置、財政・金融上の支援措置などにより総合的に支援する。本市では平成23年12月22日付けで、地域活性化総合特区として「次世代自動車・スマートエネルギー特区」の指定を受けた。
ソーシャルキャピタル	市民の地域活動への参加を通して、お互いの理解、信頼、交流を深めることにより築かれた、市民同士のつながりや人間的なきずなのこと。

た

第2次小児救急医療	手術や入院を必要とする小児に対する救急医療。この機能を有する医療機関として、平成21年3月、公設民営となるさいたま市民医療センターを整備した。
第3次救急	生命にかかわる重篤患者に対する高度な救急医療。概ね人口百万人に1か所を基準として整備されており、市内にはさいたま赤十字病院救命救急センターがある。
タンデムマス法	新生児マス・スクリーニング検査の新しい検査法の1つ。従来の検査法に加えて、本法を実施することで、検査対象疾病を6疾病から19疾病に拡大することができる。
地域包括支援センター	地域の高齢者の心身の健康保持及び生活の維持のため、包括的支援事業（介護予防マネジメント、総合相談・支援、権利擁護等）を行う。地域の中核拠点となる機関で平成18年4月に制度化された。
地区計画	地区の特性を生かした良好な環境整備のため、一定の区域における公共施設の配置や規模、建築物の用途などについて定める計画で、開発行為や建築行為などを規制、誘導することが可能となる。
貯留浸透施設	雨水などを地下に浸透させ、地下水の量の増加を図る施設（雨水浸透ます、浸透管、透水性舗装など）。
適応指導教室	心理的要因により不登校の児童生徒を対象として、カウンセリングや学習指導、個別指導、小集団活動、体験活動などを行い、在籍校への復帰を目指すための施設。
デュアルシステム	企業と教育機関が連携し、「働きながら学ぶ、学びながら働く」ことにより、若年者等を職業人に育てる新しい教育システム。教育機関での基礎訓練と企業での実務訓練を同時並行的に行い、実践的職業能力の養成を目指す。
特定健康診査	生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの医療保険加入者を対象とする健康診査。平成20年度からの実施が義務化されている。
特定建築物	現行の耐震基準が設けられる以前に建築された、多くの人が利用する一定規模以上の建築物（学校、病院、百貨店、事務所など）のうち、現行の耐震基準に満たない建築物。
特定保健指導	特定健康診査において、生活改善が必要とされた受診者に対して行われる生活習慣の改善や健康づくりのための指導。
特別栽培農産物	農薬の使用回数や化学肥料（窒素成分量）を、その地域の慣行レベルに比べて5割以下に抑えて生産された農作物。埼玉県等による認証制度がある。
特別支援教育	従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥/多動性障害）、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

な

2項道路	建築基準法では、建築物の敷地は、幅員4m以上の道路に2m以上接していなければならない。しかし、建築基準法の適用以前から既に建築物が建ち並び使用されていた幅員1.8m以上4m未満の道路で、都道府県知事や市町村長が指定したものは、その中心線から2m後退したところまでを道路とみなす。これを一般に「2項道路」と呼んでいる。
認定こども園	幼稚園、保育所等のうち、教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援の機能を併せ持つ施設で、都道府県知事が認定する。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、経営感覚に優れた農業経営を目指す担い手として市町村が認定した農業者。認定農業者には、育成のための支援措置が講じられる。
ネーミングライツ	広義には人や事物、科学的な発見などに名称をつけることのできる権利をいう。近年は、スポーツ施設や文化施設などに、企業名や商品名をつける権利を指すことが多い。
ノーマライゼーション	障害のある人の住居・教育・労働・余暇などの生活の条件を可能な限り障害のない人の生活条件と同じようにすること。

は

HACCP(危害分析重要管理点)方式 Hazard Analysis Critical Control Point	食品の製造過程で発生する可能性のある衛生上の危険性を分析し、安全性確保のために監視すべき重要管理点を定め、厳格に管理・記録を行うシステム。
パブリシティ	自治体や企業などが、事業や商品に関する情報を自らメディアに提供し、それらの情報がメディアによってニュースや記事として報道されるように働きかける活動。広告は出稿者が費用を負担して情報を流すが、パブリシティは費用負担がなく、メディアの判断で情報が報道される。
パブリック・コメント制度	市の基本的な政策等の策定にあたり、当該政策等の形成過程の情報を公表し、公表した情報に関して提出された市民等の意見及び意見に対する市の考え方を公表することにより、市民等の意見を市の政策等に反映させる制度。
バリアフリー	高齢者や障害のある人など、だれもが社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去すること。
バリアフリー法	正式名称は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するために、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物等の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物、道路等の一体的な整備を推進するための措置等を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性、安全性を向上させることを目的として、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充し、平成18年に制定された。
PFI (Private Finance Initiative)	公共施設などの建設、維持管理や運営などに、民間の資金、経営能力、技術的能力、ノウハウを活用し、効率的、効果的に公共サービスを提供するという事業手法。
BMI (Body Mass Index)	体格指数。肥満を判定する指標として世界的に普及している。体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)として算出され、日本では18.5未満が「やせ」、25以上が「肥満」とされる。
ファーマーズマーケット	主にその地域の農家である生産者が、自分の農場でつくった農産物を持ち寄って、消費者に直接販売するスタイルの市場のこと。
ファミリー・サポート・センター	すべての子育て家庭が安心して育児、仕事を続けられるよう支援するため、援助を受けたい人(依頼会員)と、援助を行いたい人(提供会員)が会員となって、相互に援助活動を行う組織。
フィルムコミッショナ	映画、テレビドラマ、CM等の撮影のために、風景や建物等の撮影場所の情報提供やエキストラの募集など、撮影の誘致及び支援を行う組織。
ほ場	田畠や樹園地など、作物を栽培する農地。

ま

メディアリテラシー教育	児童生徒が情報モラルを身に付け、情報を適切に選択し、活用できる資質や能力を育成すること。
ものづくり企業	加工サービスや部品の供給などを行い、ものづくりの基盤技術を持ち、高品質・高精度の製品の生産を可能とする企業のこと。

や

ユニバーサルデザイン	障害の有無などに問わらず、すべての人が利用しやすいように製品、建物や都市施設などをデザインすること。
------------	--

ら

ライフサイクルコスト	施設等の建築費だけでなく、維持管理や改修、廃棄に必要な額まで含めた、その施設等に関する総費用。
LAN (Local Area Network)	構内通信網。同一の建物や組織の中で、複数のコンピュータやプリンターをつなぎ、データをやりとりするネットワーク。

わ

ワークショップ	立場や経験の異なる参加者が、共同作業を通じ、お互いの考え方や立場を学び合いながら、知恵や創意工夫により意見をまとめていく手法。考え方を整理していく過程を参加者全員で共有しながら合意を形成していくことに意味がある。
ワーク・ライフ・バランス(WLB)	幸福で豊かな人生を送るために、自分の価値観や状況に応じた働き方の選択や仕事と家庭、両者の充実を実現させようという考え方。

さいたま希望のまちプラン  
総合振興計画  
新実施計画 [ 平成 23 年度改訂版 ]

---

発行日 平成 24 年 3 月  
企画・編集 さいたま市 政策局 政策企画部 企画調整課  
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号  
TEL 048-829-1111(代表)  
URL <http://www.city.saitama.jp/>

---